

宝塚市教育振興基本計画(後期計画) (案)

宝塚市教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 後期計画の概要	2
第1節 後期計画の位置付け	2
第2節 計画の対象期間	3
第3節 計画の進行管理	3
第2章 教育振興基本計画の基本的な考え方	4
第1節 宝塚の現状と課題	4
第2節 基本目標	5
第3節 10年間を見通した教育の方向性	5
第3章 重点的に取り組む5つの教育施策	7
第4章 今後5年間の全体計画	10
第1節 後期計画の体系	10
第2節 15の基本方針	12
第3節 今後5年間に取り組む46の施策	16
資料編	62
1 宝塚市教育振興基本計画（後期計画）検討会設置要綱	63
2 宝塚市教育振興基本計画（後期計画）検討会委員名簿	65
3 宝塚市教育振興基本計画（後期計画）策定経過	66

はじめに

現代社会は、少子高齢化の進行や情報技術の急速な発展が多様な価値観を生み、人間関係の希薄化をもたらすなど、めまぐるしい変化を見せ、教育にも大きな影響を与えています。

その中で、教育は、平和で民主的な社会の形成者として、豊かな人間性と創造性を備えた人を育成するといった普遍的な目的に向けて、時代を超えて取り組まなければなりません。そのため教育行政においては、これまでの教育の内容や方法を検証し、新たな課題に対応しながら、その時代にふさわしい教育を進めることで社会の期待に応える必要があります。

こうした背景から、国では平成 18 年（2006 年）に教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿やめざすべき理念、方向性を明らかにし、平成 20 年に「教育振興基本計画」が策定されました。兵庫県においても平成 21 年（2009 年）に、「兵庫が育む、こころ豊かで自立した人づくり」を基本理念とした「ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育振興計画)」が策定されました。

本市においては、将来を担う子どもたちが、自分や他人の命や存在を大切にするとともに、宝塚で育ったことに誇りを持ち、心身ともに健やかに育つよう、また生涯にわたり心豊かで充実した生活を送ることができるよう「自分を大切に 人を大切に ふるさと宝塚を大切に作る人づくり」を基本目標に、平成 22 年（2010 年）に「宝塚市教育振興基本計画」（計画期間：平成 23 年～32 年）を策定しました。

このたび、その計画期間の中間年に当たり、教育委員会では「宝塚市教育振興基本計画（後期計画）検討会」を立ち上げ、平成 28 年度（2016 年度）からの後期 5 年間の取組について議論を重ねてきました。その中で、宝塚の子どもたちの現状を踏まえ、取り組むべき各施策の中から重点施策を選定し、宝塚の教育として何に力を入れるかということを確認にしました。

この計画の実現に向けては、子どもを取り巻く大人がスクラムを組み、市民全体で子どもの学びを応援する環境や体制を整えることが大切です。また、子どもたちが安全・安心に、そして楽しく元気に過ごせる学校園づくりをめざすとともに、学校園・保護者・地域の協働と参画による連携も必要です。「子どもは学校園で育つ」「学校園は地域で育つ」の理念のもとに、子どもたちに真の生きる力を育む取組を今後も進めてまいります。

宝塚市教育委員会

第1章 後期計画の概要

第1節 後期計画の位置付け

本市においては、これまで教育行政における基本的な方針として、定期的に「宝塚の教育－推進の方針－」を定め、着実に取組を進めてきましたが、平成22年度（2010年度）に、教育振興に関する中期的な総合計画として、「宝塚市教育振興基本計画」を策定しました。

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づくもので、本市の特色を活かしながら、教育の理念となる基本目標と計画期間の10年間を見通した4つの教育の方向性を決めました。さらに、前期の5年間で取り組むべき15の基本方針と、その方針に基づいた49の施策を策定しました。

このたびの後期計画策定に当たっては、後期5年間の取組の参考とするため、前期5年間の取組状況を総合的に点検・評価を行いました。その中で、特に今後5年間に力を入れるべき5つの施策を後期の重点施策としました。また、49の施策の重複部分を整理するなどして46の施策とするとともに、計画そのものをわかりやすくするために施策の並びも見直しました。

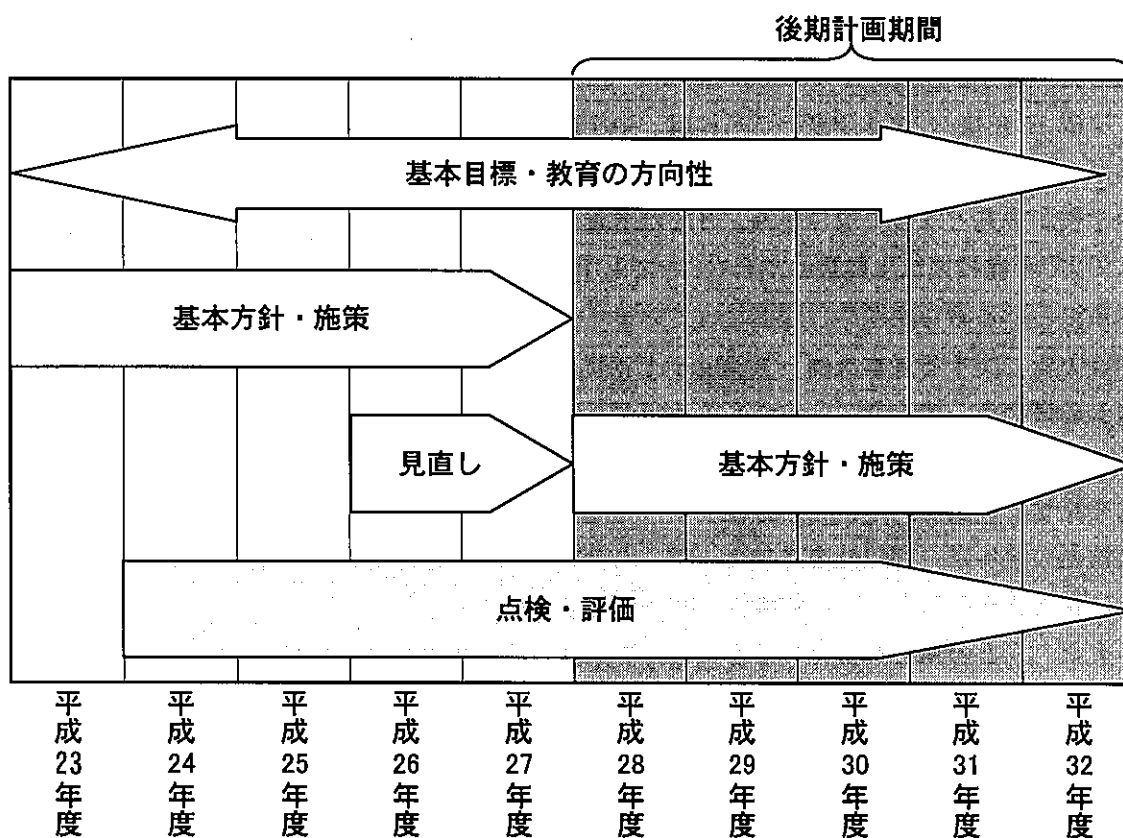
教育委員会では、今後、市民や学校園にも後期計画の周知を図りながら、計画に基づいた各種事業を展開していきます。

そして、子どもたち誰もが安心して学ぶことができ、また、人間形成の礎となる基礎基本を身に付け、自分や他人の命を大切にするという「生きる力」を持った子どもの育成に取り組む、さらには、生涯学習の視点から、誰もが学びたい時に学び、その学びの成果を自分だけでなく、地域にも活かすことができるような人づくりをめざします。

第2節 計画の対象期間

宝塚市教育振興基本計画の計画期間は、平成23年度(2011年度)から平成32年度(2020年度)までの10年間としています。計画前期の最終年度である平成27年度(2015年度)に見直しを行う規定となっており、このたび、今後5年間に取り組むべき教育計画を策定しました(イメージについては下図を参照)。

宝塚市教育振興基本計画のイメージ



第3節 計画の進行管理

教育委員会では、この計画を着実に推進し、計画に基づく各事業を確実に執行することに努める一方、毎年度、教育委員会の所管業務を対象に行っている「教育委員会事務執行等に関する評価」により、計画の基本方針や施策に基づき実施する事業の妥当性や整合性について検証を行います。この評価結果に基づき、次年度以降に具体的に取り組む各種事業の参考とするほか、その内容によって計画に基づく方針や施策についての見直しも検討します。

さらに、計画の最終年度に当たる平成32年度(2020年度)には総合的な点検・評価に基づき10年間の総括を行い、次期計画に向けての検討を行います。

第2章 教育振興基本計画の基本的な考え方

第1節 宝塚の現状と課題

武庫川や長尾山・六甲山、そして西谷地域等、多くの自然に囲まれた宝塚で、子どもたちは各学校園で元気に学び、遊び、すくすくと成長しています。また、全国的に活躍している小学校の交通安全自転車競技や中学校の吹奏樂をはじめ、文化・スポーツ活動においてもめざましい活躍をするなど、子どもたちは目標をしっかりと持ち、様々なことに取り組んでいます。

平成15年度（2003年度）ごろには、中学校において生徒による暴力行為などの問題行動が増加し、一時、教育現場が危機的な状況になる時期がありましたが、幼稚園、小学校、中学校が一丸となって取り組み、今では落ち着きを取り戻しています。

一方、不登校児童生徒数の割合は、今でも中学校において全国、兵庫県を上回っており、本市における教育課題の一つとなっています。また、いじめ問題についても、「宝塚市いじめ等防止に関する基本条例」「宝塚市いじめ防止基本方針」に基づき、家庭・地域・学校園・教育委員会が一体となった実効ある取組が必要です。

近年は、多様化、複雑化する社会の中で、子どもたちを取り巻く環境はめまぐるしい変化を見せています。インターネットやスマートフォン、SNSの急激な普及など、情報通信技術の進歩は、利便性を高めた一方、出会い系サイトなどを通じて子どもたちがトラブルに巻き込まれるといった危険性が增大してきています。

また、人との関わり方の希薄さなど生活環境そのものが大きく変化しています。少子高齢化、核家族化の進行などから、家庭や地域のありようも様変わりする中であって、学校園は、家庭や地域との一層の連携、協働体制づくりに努めなければなりません。

このような中で、毎年実施される全国学力・学習状況調査や全国体力・運動能力調査の結果から、宝塚市の子どもたちは、学力に関しては一定の成果があるものの、自尊感情や規範意識の高まりに課題があるほか、基礎的な運動能力にも課題があることがわかってきました。今こそ、知・徳・体のバランスが取れた、心豊かで、元気のある子どもたちを育てていくことに重点を置いた取組をしていかなければなりません。

第2節 基本目標

「自分を大切に 人を大切に ふるさと宝塚を大切に作る人づくり」

宝塚市教育振興基本計画では、計画策定当初に平成32年度（2020年度）までの10年間を通した基本的な目標を掲げています。

まず、「自分を大切に」とは「自分のいのちを大切にし、自分の存在を大事に思うこと」、そして、「人を大切に」とは「自分と同じように他の人のいのちも大切にし、また、その存在を大事に考える」という意味です。

さらに、「ふるさと宝塚を大切に作る人づくり」とは、自分を育ててくれた、ふるさとである「宝塚」の自然や建物、文化、伝統に感謝の気持ちを持ち、人や物を大切に作る心を育てていきたいということを表しています。

第3節 10年間を見通した教育の方向性

宝塚市教育振興基本計画では、子ども、教育環境、地域、生涯学習の各視点から、10年間を見通した4つの教育の方向性を決めました。

～子どもの「生きる力」を育む～

教育の出発点は、幼児教育からであり、その重要性は近年見直されてきているところです。教育委員会では、この人間形成の基礎づくりとなる幼児教育に重点を置くとともに、小・中学校との連携を図って教育を進めます。

また、子どもたちが安心して学ぶことのできる環境を確保し、基礎基本の学力が身に付くような教育や、急激に変化する社会情勢に対応できるように、時代に沿った教育の充実に努めます。

さらに、学力の基礎であり、人間関係を構築する上で重要な役割を果たす、ことばを大切にします。感性豊かな子どもを育成するために、読書活動に積極的に取り組み、読書本来の楽しさを感じ、適切なことばで自分の思いを伝えることができる子どもを育てます。

～学校園、教職員の教育力を高める～

子どもたちの学力の向上や健全な体、豊かな心を育成するためには、学校園と教職員の教育力の向上が不可欠です。そのため、教育委員会では、教職員同士が切磋琢磨し授業力を高め合う仕組みや研修の充実、子どもと向き合う時間を確保するための事務業務の効率化など、人材育成や学校園組織における運営体制の強化に努めます。

また、子どもたちが安心して学校園に通えるよう、学校施設の充実や教材の確保を進

めます。さらに、高度情報化社会に対応できる施設整備に努め、併せて環境対策にも取り組んでいきます。

～市民全体で子どもを応援する～

子どもたちの学びは、学校だけでなく家庭や地域、あらゆる場面を通じて行われることから、家庭はもちろんのこと学校と地域も連携して、多様な学びの機会の提供や、様々な大人が関わって支援することが重要です。

地域とのつながりの希薄化による学びの機会の減少や、核家族化などによる家庭の教育力の低下が指摘される中、体験学習や地域人材による指導などの機会を増やし子どもの育みを支援します。

また、子育てに悩む保護者に対しては、市立幼稚園が子育ての支援センターとしての役割を果たすなど、子育て支援事業の充実を図ります。

～生涯を通じて学ぶことのできる環境を充実する～

人生を送る中で、生涯学習は大きな役割を担っています。市は、学びたい人がいつでも、どこでも、気軽に学ぶことができるよう、情報の提供や学びの機会拡大、環境充実に努めます。

また、学びの成果が、個人だけでなく地域に還元され、今以上に住みよいまちづくりに生かされるよう人材の育成を図ります。

第3章 重点的に取り組む5つの教育施策

宝塚市教育振興基本計画には、49の教育施策が掲げられましたが、宝塚の教育として何に力を入れて取り組んでいるのかがわかりにくいのではという声がありました。

そこで、後期計画の策定に当たっては、本市の子どもたちの現状を踏まえ、今後の5年間で力を注ぐべき施策を重点施策として選定しました。このことによって、宝塚の教育の方向性を明確に打ち出すものですが、その他の施策も教育にとっては大切なものばかりであり、教育委員会としてこれからも真摯に取り組むことに変わりはありません。

以下に、5つの重点施策と関連する施策及び主な取組について記載します。

なお、後期計画の体系と全施策は11ページに記載しています。

重点施策1. 幼児期の教育・保育の充実を図ります（基本方針1-1）

幼児教育は、子どもの基本的な生活習慣を育て、道徳心の芽生えを培い、学習意欲や態度の基礎となる好奇心や探究心を養い、小学校以降における学びの基礎や、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で大切な役割を担っています。

したがって、今後は、学齢期の子どものみならず、幼児期における教育が、豊かに伸びゆく可能性を持った子どもにとって重要なものであると認識し、幼児教育の機能を抜本的に強化する視点を持つことが必要と考えます。

そこで、社会情勢に対応した時代にふさわしい教育、保育を推進するために、幼児教育センターを設置し、幼保の連携や公私の連携を進め幼児教育の横のつながりを強めるとともに、中学校区を単位とした縦のつながりとなる保幼小中連携を推進します。

【主な取組】

- 幼児教育センターを設置し、時代にふさわしい教育・保育を推進します
- 公私立幼稚園・保育所との連携及び保幼小中の連携を強化します

関連施策…「保幼小中の連携教育を進めます」（基本方針7-1）

重点施策2. 体育・スポーツ活動を推進します（基本方針3-1）

子どもの時に活発に運動することは、成長、発達に必要な体力を高め、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成する基礎となります。さらに、体力は学力と並ぶ両輪で、生きる力のベースとなるものです。

しかしながら、本市の児童生徒の基礎的な運動能力は総体的に全国平均を下回る項目が多く、子どもたちの健康への影響、気力の低下などが懸念されます。そこで、元気で、活気に満ちた子どもを育てることが急務であると考え、「体力向上プログラム」を策定し、その着実な実施により子どもたちの体力向上を図ります。さらに、体力向上指導員や体育授

業サポーターの派遣により、楽しい体育授業の創造と運動の習慣化を図ります。

【主な取組】

- 「体力向上プログラム」を策定し、子どもの体力を向上します
- 体力向上指導員や体育授業サポーターを派遣し、学校園の体育を支援します

関連施策…「スポーツ機会の提供に努めます」（基本方針15-1）

重点施策3. 読書活動を推進します（基本方針6-1）

パソコン、インターネット、スマートフォンなどの情報通信技術の普及は、利便性を高める一方で、言語環境を大きく変化させています。それは、単語のみのやり取りを助長し、直筆の機会も奪うなど、子どもたちのことばの力を弱めてしまっている一面があります。ことばは、私たちの思考の基礎であり、コミュニケーションの重要なツールともなり、あらゆる学力の基盤ともいわれます。豊かな日本語の遣い手となるために、読む、聞く、話す、書く力をしっかりと身に付けることが、今後のグローバル社会に対応できる力にもつながります。

ことばの力を身に付けるために大切なものが読書です。乳児・幼児期での本との出会いに始まり、発達段階に応じたさまざまな本との出会いは、子どもの心を豊かに育てると同時に思考力を磨き、表現力を高め、想像力を育みます。読書を通じ、他者の考えや思いを理解し、人と人とのつながりを強める大切な力を身に付けることができ、結果として学力の向上にもつながります。

そこで、学校図書館司書の配置による読書活動の推進や市立図書館との連携などにより、読書のまち宝塚をめざします。さらに、ことばに関する取組を全市的に行う「(仮称) ことばの祭典」事業を計画実施し、学校園における言語活動の活性化を図ります。

【主な取組】

- 読書のまち宝塚をめざし、朝の読書活動などを推進します
- 「(仮称) ことばの祭典」事業などを実施し、言語活動を活性化させます

関連施策…「学校図書館の充実を図ります」（基本方針6-2）

「魅力ある図書館づくりを進めます」（基本方針13-1）

重点施策4. 教員の授業力向上を図ります（基本方針8-1）

子どもたちは、一日の大半を学校で過ごしています。その中で、子どもたちが目を輝かせる「わかる授業」が行われ、学校が安心して過ごせる居場所であることが、子どもたちの学校園生活を楽しいものとする要となります。そのためには、授業力をはじめとする教員の力量を向上させることが重要です。

一方、教員は、授業以外の様々な仕事に日々追われて、授業研究に費やす時間もままならない実態もあります。

そこで、一人ひとりの教員が、未来を担う子どもの志や人格の形成に携わる専門職としての自覚を持ち、自信を持って教育活動に専念できる環境づくりを進めます。また、互いの授業力を高める研究体制の整備や若手教員への具体的な支援を行い、個々の教員の力量を高めることで、「わかる授業」「楽しい学校園」の実現をめざします。

【主な取組】

- 校内研修を活性化することで教えるプロとしての力量を高め、研究指定校の拡充を図ります
- 授業力向上支援員の活用等により若手教員の育成を図ります

関連施策…「魅力ある授業」「わかる授業」の充実を図ります（基本方針２－２）
「学校園での研究体制の充実を図ります」（基本方針７－２）

重点施策５．学校・家庭・地域の連携を強めます（基本方針１１－１）

近年の傾向として、もはや学校園だけで教育が完結することはありません。学校・家庭・地域が、連携、協働する中で、豊かなより良い教育の実現が果たせます。

本市ではこれまでも、たからづか学校応援団のように地域の方々による学校園への応援体制がありましたが、必ずしも全市的には浸透しておらず、みんなの先生や図書、園芸のボランティアの方々と活動が重なる部分もあり、十分に機能していないところがありました。

そこで、たからづか学校応援団を核とした学校園への支援体制に見直すとともに、地域コーディネーターの養成を進めます。

また最近では、学校運営協議会をつくり学校、保護者、地域がパートナーとして学校運営にあたるコミュニティ・スクールも全国的に広がりを見せています。本市でも、地域に真に愛される開かれた学校づくりをめざし、コミュニティ・スクール指定に向けた取組を進めます。

【主な取組】

- 地域コーディネーターを養成し、学校応援団の活性化を図ります
- コミュニティ・スクールの指定を検討し、地域に開かれた学校園づくりを進めます

関連施策…「学校園の情報を発信するとともに、地域の教育力を活用します」
（基本方針１１－２）

第4章 今後5年間の全体計画

第1節 後期計画の体系

後期計画では、「基本目標」、「教育の方向性」、「基本方針」は、前期計画を踏襲しました。そのうえで、「今後5年間において取り組む各施策」として46施策を定めて、計画の体系とします。

基本目標

「自分を大切に 人を大切に ふるさと宝塚を大切に作る人づくり」

教育の方向性

基本方針

今後5年間に於いて取り組む各施策

末尾の◎印は重点施策

子どもの「生きる力」を育む

基本方針 1
子ども一人ひとりが大切にされ、共に育つ教育を進めます

- (1) 幼児期の教育・保育の充実を図ります◎
- (2) 特別支援教育の充実を図ります
- (3) 子どもの問題行動に対応し、いじめや不登校をなくします
- (4) 学びの機会均等を保障します

基本方針 2
学ぶ意欲を高め、確かな学力の定着を図ります

- (1) 基礎基本を確実に定着させます
- (2) 「魅力ある授業」「わかる授業」の充実を図ります

基本方針 3
心身ともに健やかな子どもを育てます

- (1) 体育・スポーツ活動を推進します◎
- (2) 食育や健康教育の充実を図ります
- (3) 安全・安心な学校給食を提供します
- (4) 基本的生活習慣の確立をめざします

基本方針 4
命の大切さを知り、思いやりの心を持つ子どもを育てます

- (1) 人権教育の充実を図ります
- (2) 道徳教育の充実を図ります
- (3) 防災教育の充実を図ります
- (4) 福祉教育の充実を図ります

基本方針 5
時代に対応できる子どもを育てます

- (1) 外国語活動の充実を図ります
- (2) 理数教育の充実を図ります
- (3) 情報教育の充実を図ります
- (4) 環境教育の充実を図ります

基本方針 6
ことばを大切に、感性豊かな子どもを育てます

- (1) 読書活動を推進します◎
- (2) 学校図書館の充実を図ります

学校園、教職員の教育力を高める

基本方針 7
学校園の組織の充実を図ります

- (1) 保幼小中の連携教育を進めます
- (2) 学校園での研究体制の充実を図ります
- (3) 事務業務の効率化を促進し、教育時間の確保を図ります

基本方針 8
学校教育を担う人材の育成に努めます

- (1) 教員の授業力向上を図ります◎
- (2) 管理職を育成し、主幹教諭の有効活用を進めます
- (3) 教職員のメンタルヘルス対策を進めます

基本方針 9
安全・安心な学校園の整備を進めます

- (1) 学校園施設等の整備・充実を図ります

基本方針 10
時代に応じた教育環境の整備に努めます

- (1) 学校の適正配置など、教育環境の整備を進めます
- (2) 情報教育の基盤整備を進めます
- (3) 地球環境にやさしい学校園づくりを進めます

市民全体で子どもを応援する

基本方針 11
家庭・地域と連携し、子どもの発達を支援します

- (1) 学校・家庭・地域の連携を強めます◎
- (2) 学校園の情報を発信するとともに、地域の教育力を活用します
- (3) 発達段階に応じた体験活動の充実を図ります
- (4) 子育て支援事業の充実を図ります
- (5) 伝統・文化等に関する教育の充実を図ります

生涯を通じて学び続けることができる環境を充実させる

基本方針 12
学びの成果で地域を変えていきます

- (1) 誰もが学べる場と機会を整えます
- (2) 地域の学習資源を集め役立ちます
- (3) 人と人とのつながりを築きます
- (4) 学びあいを通じて地域を考えます

基本方針 13
新鮮な学習情報を発信します

- (1) 魅力ある図書館づくりを進めます

基本方針 14
歴史と文化が息づくふるさとを守ります

- (1) 文化遺産の保全継承と活用に努めます
- (2) 郷土資料の収集と情報の発信を進めます

基本方針 15
市民個々のスポーツライフを支援します

- (1) スポーツ機会の提供に努めます
- (2) スポーツ意識の啓発を図ります
- (3) スポーツ組織の充実を図ります
- (4) スポーツ施設の環境整備を進めます

第2節 15の基本方針

基本方針 1 子ども一人ひとりが大切にされ、共に育つ教育を進めます

これまでの取組により暴力行為などの反社会的行動が減少した一方で、いじめや不登校など、子どもたちに関わる課題が社会問題化しています。これらの背景には、家庭や地域における人間関係の希薄化、自尊感情を育む機会の減少など子どもを取り巻く人間関係や社会環境が影響しています。人は自分が大切にされ、認められる経験を通してでしか、自分と他人を大切にし、認め合うことができるようになりません。すべての子どもが、自分は大切な存在であるという自己有用感を持てることが重要です。

そのために、人格形成の基礎である幼児期教育を充実するとともに、保幼小中の連携に取り組みます。また、一人ひとりが大切にされるインクルーシブ教育の推進に向けた特別支援教育の充実を努めます。子どもの問題行動やいじめや不登校などに対しては、学校園と教育委員会が連携した速やかな対応とともに、行動の背景を知り、適切に支援できる体制の整備を図ります。

また、社会経済の変化により、世帯間の経済格差が拡大しており、子どもの貧困も見逃せない問題であり、すべての子どもが安心して学校に通える条件整備が必要となっています。教育の機会均等を図るため、就学に必要な授業料や入学金、学校で必要な経費などを支援します。

基本方針 2 学ぶ意欲を高め、確かな学力の定着を図ります

学力の基礎基本の確実な定着は、子どもたちの「生きる力」をつける土台になるものです。国が実施してきた全国学力・学習状況調査結果を有効に活用し、各学校の課題克服に向けた施策を充実し、地域や学校の実態に合わせた適切な教育課程が編成できるよう支援をします。

また、ボランティア等による授業補助や地域人材を活用した補充学習等により、子どもたちの学習習慣と基礎学力定着の支援を行います。

さらに、少人数授業の一層の活用のほか、ICTの活用、自己表現力向上事業など、「魅力ある授業」となる教材や指導内容を創意工夫し、子どもたちが学ぶ楽しさを体感できるよう努めます。

基本方針 3 心身ともに健やかな子どもを育てます

全国体力・運動能力調査の結果から、全国との比較において本市の子どもたちは体力・運動能力に課題があることが明らかになっています。

心身ともに元気な子どもを作るのは何よりも体の強さであり、さらにその源は「食」にあります。食育^{*}は生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育てていく基礎となります。

そのため、体力向上をめざした運動プログラムの策定など、幼稚園・小学校・中学校を通じた取組とともに、学校給食を通じた食育の推進により、健康で豊かな心身を培う教育

の推進に努めます。

また、規律正しい生活に向けた基本的な生活習慣の確立をめざし、心身ともに健やかな子どもの育成に努めます。

※食育:「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

基本方針 4 命の大切さを知り、思いやりの心を持つ子どもを育てます

確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」を育むことがますます重要になってきています。

学校教育全体の中で、子どもたち相互の人間関係や教職員との信頼関係を築いていかなければなりません。様々な体験的・実践的な活動を通して、命の大切さと人権尊重を基礎にした、豊かな人間性と社会性を育み、個人としてより良く生きていこうとする自立の精神とともに、防災や福祉の分野で特に必要な「助けあい」や「共に生きる」ことを実践できる子どもを育てます。

基本方針 5 時代に対応できる子どもを育てます

社会環境が急速に変化する中、国際化や情報化、環境に関わる問題など、時代とともに、子どもたちを取り巻く課題が変化しています。これらの新しい課題を将来にわたって主体的に取り組んでいけるよう、基礎となる知識や能力を育成する必要があります。

これまでの学校園での成果を踏まえつつ、各学校園の特色ある取組をさらに発展させ、様々な教育機会を活用し、主体的・創造的に生きていく基礎的能力を育成し、社会の変化に対応できる子どもたちの育成に努めます。

基本方針 6 ことばを大切にし、感性豊かな子どもを育てます

ことばは学びの基本となるものであり、互いの考えや思いを伝え、わかりあう重要なツールです。互いの考えや思いをわかりあい、より一層深いコミュニケーションを成り立たせるためには豊かなことばを獲得することが必要です。

そのため、学校園では、読書活動の推進をはじめ、各教科・領域でことばを豊かに用いる言語活動を充実し、感性豊かな子どもを育成する取組を進めます。

基本方針 7 学校園の組織の充実に努めます

小学校や中学校に入学したばかりの児童生徒が環境になじまず、問題を抱えてしまう「小1プロブレム」や「中1ギャップ」などについても、課題解決が求められており、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校の各校種間で全期間を通じた教育の連携が重要となっています。

また、教員の教育能力の向上や学校経営の活性化のため、各学校での研究体制を充実させるとともに、校務支援システムの活用を支援し、多様化した学校事務の軽減に取り組みます。

基本方針 8 学校教育を担う人材の育成に努めます

学校教育において、教職員の資質向上、人材育成は欠かすことのできないものです。

そのため、指導力の向上をめざし、様々な教育課題や教職員のニーズに応じた研修を開

催するほか、自主研修の場の確保、日常的に学校内で教員同士が授業を公開し、切磋琢磨する環境づくり、これらに伴う情報提供など教員の指導力向上を支援します。

さらに、団塊世代の教員の定年退職後の適正な学校運営に向けて、管理職候補の育成や主幹教諭※の活用にも努めます。

また一方で、近年、教職員が取り組む課題は多岐多様にわたり、教職員の抱えるストレスが過大になる傾向です。教職員が心身ともに健全な状態で子どもたちと接することができるよう、教職員の心と体を守るための相談業務の充実など支援体制の整備に努めます。

※主幹教諭:学校の企画運営、教員の資質向上に係わる、学校内における推進役を担う教諭のこと。

基本方針 9 安全・安心な学校園の整備を進めます

子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境づくりが求められています。

平成7年(1995年)の阪神・淡路大震災により宝塚市は大きな被害を受け、平成23年(2011年)には東日本大震災が発生しました。そのため、地震に対する備えを最優先で取り組み、平成27年度(2015年度)に、全学校施設の耐震化※工事を完了予定です。

今後は、老朽化した校舎や屋内運動場の改修・改築をはじめ、空調やトイレなどの設備の更新やバリアフリー化等の整備を進めます。

※耐震化:予想される大地震に対して建物が耐震性能を保有しているか判断し、耐震指標に満たない建物の改修を行う。

基本方針 10 時代に応じた教育環境の整備に努めます

急激な時代の変化に伴い、教育環境においてもその対応が求められています。

まず、高速回線を利用したインターネットへの接続や地上デジタル放送が活用できるように、情報教育のためのインフラ整備に努めるとともに、地球温暖化やオゾン層の破壊などの環境問題も認識し、環境負荷に配慮した施設の整備に努めます。

また、近年、少子化や住宅開発により学校規模の格差が広がり、学校の適正規模化が課題となっています。今後、保護者や地域と課題を共有し、校区の見直しも含めた学校の適正規模化の方向を検討します。

基本方針 11 家庭・地域と連携し、子どもの発達を支援します

本来、子どもたちの学習の場は学校に限らず、家庭や地域でも多様な学びの機会があります。学校・家庭・地域が連携し合うことで、子どもたちにより効果的な学びをもたらします。

家庭は、子どもの成長の基盤となる場であり、家族との触れ合いを通じて、保護者が基本的なしつけを行い、食生活を含め基本的な生活習慣を身に付ける場です。一方、少子化や核家族化が進み、子育てに不安のある親や児童虐待が増えている中であって、地域は保護者の子育てを手助けする重要な役割を担っています。

学校・家庭・地域のそれぞれが自覚と責任を持ち、相互に連携・協力し、子どもたちの成長に関わり、豊かな成長へと導けるよう支援します。

基本方針 1.2 学びの成果で地域を変えていきます

近年、生涯学習に対する市民ニーズの多様化・高度化に伴い、市は学習機会の提供や学習情報の収集と発信、さらに相談体制の充実に加えて、学習施設の整備なども実施してきました。地域には多くの学習を積んだ人やボランティア活動へ意欲を持つ人たちが根をおろし、現在、コミュニティの形成へと大きな役割を果たしています。

互いに助け合い、すべての人たちが共に生きる仲間として尊重される成熟した地域社会づくりが地域の教育力を回復させます。様々な学習ニーズに応える事業を充実するとともに、これらの学びの成果により、子どもを育み、すべての人にやさしいまちを創り上げていきます。

基本方針 1.3 新鮮な学習情報を発信します

市民の生涯学習を支援する中核施設としての図書館は、市民のニーズに応える資料や市の歴史に関する資料を提供しているほか、図書館職員は常に専門性を磨き、調査相談業務の充実を図っています。

また、子どもと本をつなぐために、読み聞かせボランティアの育成や、学校図書ボランティアへの指導や助言を行うなどの役割も担っています。

基本方針 1.4 歴史と文化が息づくふるさとを守ります

宝塚市には、縄文時代から続く長い歴史の中で様々な文化が生まれ、市内に多くの史跡が残っています。これらの文化遺産を大切に保全し、次代に継承していくことは、現代を生きる我々の責務です。

指定・登録された文化財の保存を進めるとともに、市民にも協力を求め、新たな郷土史料の発掘・収集を行い、集めた資料は、歴史民俗資料館等を活用しながら、情報発信に努めます。宝塚の魅力あふれる歴史と文化を、市民が身近に感じ、誰もが愛するまち、誇りに思えるまちとなるよう学習機会の充実を図り、ふるさと意識の向上に努めます。

今後、地域文化や教育力の向上に資するため、郷土資料のデジタル化をはじめ、ICT社会に対応する利便性の高い情報発信に努めます。

基本方針 1.5 市民個々のスポーツライフを支援します

平成21年(2009年)に実施した「運動・スポーツに関する市民意識調査」では、週1回以上定期的にスポーツを実施する市民が6割を超えており、市民生活の中にスポーツが浸透していることが伺えます。

「宝塚市スポーツ振興計画(アクティブ宝塚)」に基づいて、スポーツをしない市民には興味のあるスポーツ種目に挑戦する、また、従来からスポーツに親しんでいる市民にはさらに充実した内容で継続的にスポーツに取り組んでもらうことを目標としながら、生涯スポーツ人口の底上げを図り、「個々の理想とするスポーツライフが活性化し、スポーツで人と未来が輝くまち『アクティブ宝塚』」の達成をめざしていきます。

第3節 今後5年間に取り組む46の施策

基本方針1 子ども一人ひとりが大切にされ、共に育つ教育を進めます

重点施策

施策1 幼児期の教育・保育の充実を図ります

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担い、小学校以降の生活や学習の基盤をつくる上でも重要なものです。家庭や地域の教育力の低下が指摘されている現在、幼稚園・保育所における教育・保育の役割が増大しています。また、生活や遊びを通して、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などを育み、友だちと関わり合いながら子どもが成長するための基礎を培います。そのため、幼児教育内容の充実と教職員の資質と専門性向上のための取組の核となる、幼児教育センターを設置して、公立・私立合同の研修を含め、幼稚園・保育所・認定こども園における、幼児一人ひとりの特性に応じた教育・保育の充実をめざした研修体制を充実します。さらに、保幼小中の連携に取り組み、幼児期から義務教育期間の子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育につなげます。

また、公立幼稚園については、適正規模・適正配置による教育環境の充実と、3年保育*の実施について計画的に取り組んでいきます。

【主な取組】

○ 公私立幼稚園と保育所との連携

公立幼稚園・保育所との日常的な交流を実施するとともに、幼稚園・保育所連携協議会において、共通カリキュラムの活用を促し、就学前の教育・保育の充実を図ります。

また公私立幼稚園、保育所との合同研修を実施し、幼稚園教諭・保育士の資質向上を図ります。

○ 就学前教育の充実に向けた幼児教育センターの設置

就学前教育の充実に向け、教職員の資質向上を図るため、その拠点となる幼児教育センターを設置し、研修・研究に努めます。また、小学校教育との連携や就学前の特別支援教育の充実を図ります。

※3年保育：満3歳以上の幼児に対して幼稚園教育を行うこと

基本方針1 子ども一人ひとりが大切にされ、共に育つ教育を進めます

施策2 特別支援教育の充実を図ります

学校園においては、特別支援学校や特別支援学級だけでなく、通常の学級にも様々な支援が必要な子どもたちが在籍しています。特別支援教育を成果のあるものにするためには、個々の教員の力だけでなく、学校園全体で組織的に取り組むことで、支援を必要とする子ども一人ひとりに対応できる支援体制の整備が重要です。

そのため、子ども支援サポーターの配置や学校園訪問相談事業を展開することにより、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援が実施できる体制の整備を図ります。

また、子どもの特性に応じた指導や教材を工夫するとともに、幼稚園、保育所、小学校、中学校、特別支援学校の連携や、療育センターをはじめとした福祉等関係機関との連携を進め、一貫した継続的な支援ができるように取り組みます。

特別支援教育の推進については、教職員が一人ひとりの子どもを見る目を養い、発達障がい等に関する基礎的な知識・技能を取得し、きめ細かな指導ができるようになることで、特別な支援を必要とする子どもだけでなく、すべての子どもがいきいきと学び成長できる学校園づくりをめざします。

【主な取組】

○ 子ども支援サポーター配置事業

通常の学級に在籍する支援の必要な子どもに寄り添い、心の安定を図るために個別の支援を行います。

教室に入りにくい不登校傾向のある子どもに対して、別室において個別の支援を行います。

支援の必要な生徒が中学校入学時によりよいスタートができるよう、個別の支援を行います。

○ 子ども支援事業「支援ボランティア」

聴覚に障がいのある子どもを含む特別な支援の必要な子どもに対し、それぞれの教育的ニーズに応じた個別の支援を行います。

○ 学校園訪問相談事業

大学教員や医師等の専門家が学校園を訪問し、発達障がいなどの子どもへの支援のあり方について、教員に対してアドバイスをを行います。

○ 特別支援教育推進派遣事業

特別支援学級及び特別支援学校に在籍している中学3年生が、乗馬等様々な体験活動を行うことで、自立に向けての自信につなげます。

○ 巡回相談

市立養護学校の専任コーディネーターや県立特別支援学校の教諭、市内通級指導担当や、言語聴覚士、作業療法士などの専門性の高い教員が学校園を訪問し、特別支援学級や発達障がいなどの子どもへの支援のあり方について、教員に対してアドバイスをしたり、必要に応じて発達検査を行ったりする支援をします。

基本方針1 子ども一人ひとりが大切にされ、共に育つ教育を進めます

施策3 子どもの問題行動に対応し、いじめや不登校をなくします

暴力的な反社会的行動は減少傾向にあります。問題行動の低年齢化、いじめや不登校については本市においても重大な課題としてとらえています。

いじめの問題は、いじめを受けた児童生徒の基本的な人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、「宝塚市いじめ防止等に関する条例」及び「宝塚市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの根絶に取り組みます。

不登校に関しては、きめ細かな指導と関係機関との連携に努めるとともに、適応指導教室等の支援内容を充実して、学校へ復帰する力を高めるとともに、居場所づくりの取組を進めていきます。

校園長のリーダーシップのもと、教職員が課題を共通認識し、組織として対応していくことや、「子どもは学校園で育つ」「学校園は地域で育つ」を基本に、家庭・地域と学校のパイプを太くして、信頼される学校園づくりをめざすことが大切です。家庭や関係機関との連携により問題行動を未然に防止することや、保幼小中のさらなる連携、教職員の研修により、生徒指導の実践力を身に付けることなどを通して、問題行動やいじめ・不登校の減少に努めます。

【主な取組】

○ 教育相談事業

子どもの健全育成を図る上で、適応や発達面などの教育上の諸問題に対応するため、子ども、保護者、教員等を対象に相談活動を行います。

○ 適応教室「Pal たからづか」運営事業

学習指導やPalタイム（創作・スポーツ活動等）を通して、不登校児童生徒が集団に適応するための支援を行います。

○ 子ども支援サポーター配置事業（1-（2） 再掲）

○ 青少年相談事業

スクールソーシャルワーカー※を配置し、校内支援体制を強化します。

○ 学校支援チームの充実

各学校園における課題の早期解決を図り、学校運営をスムーズに推進していくとともに、教員の指導力向上を図るため、「学校支援チーム」の充実を図ります。

○ 児童虐待を含む要保護児童対策の充実

児童虐待防止対応マニュアルの教職員への周知徹底を図り、児童虐待の予防に努めるとともに、子どもたちから発せられるサインを見逃さず、適切な対応が行われるよう、関係機関によるケース会議を充実させ、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

○ いじめネットワークの充実

平成26年12月に施行した「宝塚市いじめ防止等に関する条例」や「宝塚市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめネットワーク会議を充実させ、いじめ防止を推進します。

※スクールソーシャルワーカー：子どもを取り巻く環境の課題解決に向けて、社会福祉的な立場から学校・家庭・地域社会の仲介役となり、課題の見立てや解決の手立てをコーディネートする役割を担う人のこと

基本方針1 子ども一人ひとりが大切にされ、共に育つ教育を進めます

施策4 学びの機会均等を保障します

近年、世帯所得の格差が拡大傾向で進展しており、子どもの貧困が社会問題化しています。保護者の経済状態にかかわらず、すべての子どもたちが安定した教育環境に置かれて、学びと健やかな育ちが保障されるよう支援していくことが必要です。そのため、経済的理由により修学困難な方を対象にした奨学助成や、児童・生徒の保護者を対象にした就学援助を行い、保護者負担の軽減に努めます。

また、経済のグローバル化^{*}の進展により、就業構造が大きく変化してきている中、外国籍住民や帰国児童・生徒が増加して、日本語が不自由な子どもたちが市立学校園で学ぶ機会が増えてきています。子どもだけでなく保護者も日本語が不自由であることで、学校園や地域と関係が築けず生活上のストレスとなっていることも少なくありません。そのためにも母語を大切にしながら日本語の指導等を行い、子どもたちの育ちを支援していくことが課題と考え、子どもたちの学びの機会均等に努めます。

【主な取組】

- 日本語の不自由な幼児・児童・生徒サポーター派遣事業
日本語が不自由な外国籍及び帰国幼児・児童・生徒の言語指導や補習授業の実施など学校生活を支援します。
- 就学援助費の支給
経済的理由によって就学が困難な小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品、通学用品費等の援助を行います。
- 奨学助成事業
経済的理由により、修学困難な高校生・大学生などに対し、修学上必要な資金の貸付又は給付を行います。

※グローバル化:グローバルは(global)「球体」としての地球と言う意味から来ており、国家や地域など縦割りの世界を超えて、地球をひとつの単位としてとらえること

基本方針2 学ぶ意欲を高め、確かな学力の定着を図ります

施策1 基礎基本を確実に定着させます

子どもたちの「生きる力」を育成する上で、学力の基礎基本の確実な定着は、欠かすことのできない要素です。特に、その学年の子どもが身に付けておかねばならない学力を確実に定着させることは、その後の学びに大きく影響することであり、子どもの将来設計にもかかわる重要なことです。子どもたち一人ひとりの基礎的、基本的な知識・技能の習得にとどまらず、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力など、生涯を通じた学びの土台となる力の定着を図ります。

そのため、学校において効果的な取組を実践できるよう、全国学力・学習状況調査の結果を活用して、支援体制を構築するほか、教職をめざす大学生や教員OB等が指導補助員として学習補充の支援を行うスクールサポーター事業や放課後学習「寺子屋事業」を展開するなど、子どもたちの学びの支援を行います。

学校においても各学年、各教科で、学ぶ喜びや達成感が味わえるように指導方法の工夫・改善に取り組むなど、きめ細かな指導の充実により、子どものやる気を引き出します。

【主な取組】

- スクールサポーター事業
教職経験者や学生等のボランティアを小・中学校に派遣し、授業補助等を行い、児童生徒の基礎学力の定着を図ります。
- 日本語の不自由な幼児・児童・生徒サポーター派遣事業（1-（4） 再掲）
- 全国学力・学習状況調査結果の活用
調査結果を分析し、各学校において課題克服を図るための取組を行います。
- 放課後学習「寺子屋事業」の推進
各学校において、地域人材を活用した補習授業等の取組を行い、子どもたちの学習習慣と基礎学力の定着を図るとともに、放課後の子どもたちの居場所づくりを進めます。

基本方針2 学ぶ意欲を高め、確かな学力の定着を図ります

施策2 「魅力ある授業」「わかる授業」の充実を図ります

子どもたちに確かな学力を身に付けさせるためには、子どもが「学ぶ楽しさ」を体感し、主体的に学習に取り組む態度を養うことが必要です。そのため、児童生徒の発達段階や興味・関心等に応じた体験的な学習や問題解決能力を高める学習を取り入れるなど創意工夫した指導内容を研究し、実践します。

少人数授業や複数担任による指導、小学校での教科担任制などの新学習システムをさらに推進することで、多くの教職員が児童生徒一人ひとりと関わり、児童生徒の個性や能力の伸長と基礎学力の向上につながるきめ細かな指導を進めます。

また、「魅力ある授業」「わかる授業」の構築に向けて、教職員の授業力向上のために、保幼小中連携も含めた研修・研究体制を充実させます。

【主な取組】

- 新学習システムの活用
県教育委員会による新学習システム（少人数授業、1年～4年生の35人学級、複数担任）による効果的な学習を推進します。
- 兵庫型教科担任制*の実施
兵庫型教科担任制の効果的な教育実践を図ります。
- 理数教育推進事業（5-（2） 再掲）
- 自己表現力向上事業の推進
劇作家による演劇ワークショップを通じて表現力の向上を図ります。
- スクールサポーター事業（2-（1） 再掲）
- 全国学力学習状況調査結果の活用（2-（1） 再掲）
- 「寺子屋事業」の推進（2-（1） 再掲）
- 学校ICT機器の整備（10-（2） 再掲）
- 研究・研修事業、現職研修、パワーアップ支援室の充実等（8-（1） 再掲）
研修体制を確立して、教職員の授業力の向上をめざします。

※兵庫型教科担任制：小学校5・6年生において、学力の向上や小学校から中学校への円滑な接続（小学校：学級担任制→中学校：教科担任制）を図る観点から、「教科担任制」と「少人数学習集団の編成」を組み合わせた取組

基本方針3 心身ともに健やかな子どもを育てます

重点施策

施策1 体育・スポーツ活動を推進します

近年子どもの体力や運動能力が低下していることが懸念されています。本市の小中学校における児童生徒の運動能力は、全国平均を下回る項目が多いことは憂慮されます。子どもの時期に活発な運動を行うことは、成長・発達に必要な体力を高め、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成する基礎となる重要なものです。

そのため、全国体力・運動能力調査※を活用して、子どもたちの体力・運動能力の現状を把握しながら、体力向上プログラムの策定に取り組み、体力・運動能力の向上を図ります。また、学校教育の一環として行う運動部の活動では、生徒がそれぞれの興味・関心に応じてスポーツに取り組むことで、達成感の獲得や忍耐力の養成につながるとともに、生涯を通じて継続的に運動に親しむことのできる資質や能力を育成します。専門的指導者のいない運動部活動については、外部指導者の活用を積極的に進めることで、部活動参加機会の確保に努めます。さらに、武道場の整備を図り、武道を通じた規律や心身の鍛錬と身体の育成を図ります。

【主な取組】

- 中学校外部指導者活用事業
中学校部活動の活性化を図るため、外部指導者による部活動指導者を必要な中学校に配置します。
- 部活動推進事業（対外課外活動参加補助金、中学校部活動支援事業）
大会参加費、旅費等、中学校部活動の活動推進への補助を行います。
- 体力向上プログラムの策定と実施
体力向上に向けた運動プログラムを研究、策定し、児童生徒の体力向上に向けた取組を進めます。
- 武道場整備事業
中学校保健体育において武道が必須であることに伴い、武道場の整備を図ります。

※全国体力・運動能力調査:子どもの体力の状況を把握・分析し、その向上に係る施策の検証と改善を図るため、文部科学省が定めた調査。項目は、握力・上体起こし・50m走・立ち幅跳びなど

基本方針3 心身ともに健やかな子どもを育てます

施策2 食育や健康教育の充実を図ります

子どもたちの健康的な成長と発達のためには、食事と運動を基礎にした体づくりへの配慮が欠かせません。また、心身の調和のとれた発達のためには、バランスの良い食事をし、適度な運動を心がけるといった基本的な健康づくりだけでなく、子ども自身が精神的ストレスに気づき、対処できる能力を養うための、心の健康教育も必要とされています。

このため、学校園の教育活動全体を通し、子どもの発達段階に応じた健康教育を推進していきます。とりわけ、学校園における食育では、子どもたちに望ましい食習慣の形成や食生活における自己管理について学ばせ、食材の供給や調理に関わる人々への感謝する心を育てるなど、食べるだけでなく、学校給食を「生きた教材」として活用します。

また、市立幼稚園では、園児が小学校で給食を体験することによって、給食への理解を深め、小学校生活への期待を膨らませる取組を進めます。

【主な取組】

- 定期健康診断
児童生徒の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施のため、定期健康診断を適切に実施します。
- 学校保健会*との連携
子どもたちの健康の保持増進を推進するため、学校保健会との連携を図ります。
- 公立小学校と隣接公立幼稚園との交流給食の推進
幼稚園児が給食体験を通して、給食への理解を深め、小学校への期待を膨らませるよう、隣接する小学校との交流給食を進めます。
- 食育の推進
子どもたちの食に関する意識を高め、健康で豊かな心を育成します。

※学校保健会：学校保健の向上発展を目的として設立された団体。子どもたちの健康に関する調査・研究、それによって得た情報の提供、新たな問題への対策など、学校保健に関する様々な活動を行っている。

基本方針3 心身ともに健やかな子どもを育てます

施策3 安全・安心な学校給食を提供します

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた食事を提供することにより、健康の増進と体位の向上を図るだけでなく、望ましい食習慣の形成や食生活・食料に関する基本的な知識を正しく伝える重要なものです。

各学校ごとに自校調理方式による給食を実施し、安全・安心はもとより、献立内容の充実も図りながら、おいしく、バランスのとれた給食を提供します。特に、子どもたちにおいしいご飯給食を提供するために、自校炊飯による米飯給食の全校実施に取り組みます。

また、子どもたちにとって、給食が「食べること」だけでなく、食の生産者や食に関わる活動に対する理解や感謝を深めてもらう機会にするため、生産者団体等と連携して地元の農産物などを利用した地産地消の取組を進めます。

併せて、近年問題となっている食物アレルギー対応にも積極的に取り組み、給食における除去品目の拡大などについて検討を進めるとともに、教員の食物アレルギーに対する知識の向上にも取り組みます。

引き続き、学校給食のPR事業をはじめ、平成28年度からの学校給食費の公会計化に伴い、学校給食費の徴収管理や物資調達等に取り組みます。

【主な取組】

- 大規模校とドライシステム校における自校炊飯の設備整備
自校炊飯の全校実施に向けて、残る5校の設備整備を推進します。
- 地産地消
現在、年間2～3回、西谷産を中心とする地産地消の給食を実施しているが、拡大していくためには市内産には量に課題があるため、市内産にこだわらず、兵庫県産を含めた地産地消の拡大に取り組みます。
- 学校給食のPR事業
トリプル周年事業として実施した学校給食の大試食などを継続して実施するとともに、料理検索サイト「クックパッド」に掲載した学校給食のレシピを充実させます。
- 学校給食費の徴収と栄養管理業務の効率化
学校給食費の公会計化に伴い、学校給食徴収金システムを運用するとともに、併せて栄養管理システムを活用した業務の効率化を推進します。

基本方針3 心身ともに健やかな子どもを育てます

施策4 基本的生活習慣の確立をめざします

子どもたちが健やかに成長するためには、適切な運動、バランスよく規則正しい食生活に加えて、十分な休養・睡眠が不可欠ですが、近年、子どもたちの基本的生活習慣の乱れが増加しています。このことは、学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されています。

生活習慣の基本である、十分な睡眠と朝食をとることの大切さを啓発し、一人ひとりの子どもたちが習慣化できるよう支援します。

また、あいさつをすることや、きまりを守ること等は、信頼に基づく人間関係を築き、将来にわたって社会生活を送る上で重要なことであるため、学校教育においても家庭と連携しながら進めていきます。

さらに、幼稚園・保育所においても、「睡眠、食事、排泄、清潔、衣類の着脱」等の基本的な生活習慣の確立に向けて、子どもの発達に応じた適切な指導を行います。

【主な取組】

○ 早寝・早起き・朝ごはん運動

生活習慣の基本である早寝・早起き、朝食の大切さを啓発していきます。

○ あいさつ運動の推進

学校や幼稚園において、あいさつ運動を推進します。

基本方針4 命の大切さを知り、思いやりの心を持つ子どもを育てます

施策1 人権教育の充実を図ります

人権教育の基本としては、子どもたち一人ひとりが、自分の大切さとともに相手の大切さを認められることが根本となります。学校教育においては、道徳をはじめすべての教科の中で、また様々な体験活動や交流を通して、子どもたちが自分の問題として人権に気づき、考える機会を提供します。

同和問題が人権問題の重要な柱であると捉えつつ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、在日外国人をはじめとした人権に関わる今日的な課題の解決に向け、未来に生きる子どもたちに確かな人権意識を培うとともに、すべての人々の人権が尊重される社会が実現されることをめざして、推進体制を確立し、計画的、総合的に人権教育を推進していきます。

【主な取組】

○ 人権教育推進事業

「じんけん講座Ⅰ・Ⅱ」や「じんけんワークショップ講座」を実施し、人権啓発に努めます。また、人権教育指導員や地域人権教育活動推進員による人権課題の学習会や研修会において、教職員や市民の人権意識の高揚に努めます。

各中学校区の学校園・保育所の教職員が、発達段階に応じた人権・同和教育に関する事例研究を行い、実践的な連携を図ります。

○ 人権教育文化事業

人権文化センター等の施設を活用し、地域に根ざした学習活動や行事への参加を促し、仲間づくりを進めながら差別解消への意欲を高めます。

○ 人権教育総務事業

「人権教育推進委員会」を設置し、本市における人権教育、人権啓発の取組の推進に努めていきます。

「宝塚市人権・同和教育協議会」と連携し、すべての人々の人権が尊重される社会をめざし、学校園、保育所、地域、家庭、職場など様々な場や機会において、市民の人権意識の高揚に努めます。

○ 人権文化創造活動支援事業

人権文化センター等の施設を活用し、体験をもとに人権課題の解決への力を養う講座を実施し、人権意識の高揚を図ります。

基本方針4 命の大切さを知り、思いやりの心を持つ子どもを育てます

施策2 道德教育の充実を図ります

子どもたちの「生きる力」の核となる豊かな人間性や社会性を育てるには、道德教育の充実が重要です。そのため、全教育活動を通じて、自尊感情や他人への思いやり、自他の命の尊重、公共の精神等の道德性を養い、社会的自立の基礎を培うことが必要です。

学習指導要領の趣旨やねらいを生かし、創意工夫した道德教育の全体計画を作成し、指導体制や研修体制の充実を図ります。特に、道德の時間においては、年間指導計画に基づき児童生徒の実態を踏まえた指導を行い、「私たちの道德」や兵庫県版道德教育副読本の効果的な活用、様々な体験を通じた道德的実践力の育成などをめざします。

また、乳幼児とのふれあいや「生命の尊さ講座」等を通して、年少者への思いやりの気持ちや命の大切さを考えます。これらの取り組みを通し、豊かな人権感覚、道德性を身につけることはいじめの防止にもつながります。さらに、家庭や地域と連携した道德教育の充実も図ります。

【主な取組】

○ 道德副読本の活用

平成23年度から配布されている「兵庫版道德教育副読本」に加え、平成26年度から個人配布されている「私たちの道德」を各校で道德年間指導計画に位置付けるとともに、すべての指導項目を取り上げることができるようにします。

○ 赤ちゃんや幼児とのふれあい体験学習

中学生が「トライやる・ウィーク[※]」や家庭科の授業等で幼稚園・保育所を訪問し、乳幼児とのふれあい体験を通して、命の尊さの実感や成長の喜びを感じ取ることができるようにします。

○ 生命の尊さ講座

中学生を対象に専門医等による講座を「性と生を考える」をテーマに実施し、男女が互いを尊ぶ心を培うとともに、子どもたちの心身の健全育成を図ります。

※トライやる・ウィーク：兵庫県下の中学2年生が、「生きる力」を育むことを目的として、学校を離れ1週間職場体験などを行う活動のこと

基本方針 4 命の大切さを知り、思いやりの心を持つ子どもを育てます

施策 3 防災教育の充実を図ります

平成7年(1995年)1月に発生した未曾有の大災害、阪神・淡路大震災では、県内に多くの被害をもたらし、災害に備えることの大切さ、助け合うことの重要性が認識されました。しかし、時間の経過とともに、震災を体験していない子どもたちが増え、その記憶が薄れつつあり、震災体験の風化が危惧されています。そうした中、平成23年(2011年)3月には、東日本大震災が発生し、多数の尊い命が失われました。

これらの被害を忘れることなく、助け合いやボランティアの精神など「共生」の心や命の尊さ、人間としてのあり方、生き方を考えさせる防災教育の推進が必要です。家庭や地域社会と連携して、学校園における防災体制の充実を図り、従来の災害が起こってからの「対応型」の防災教育から、災害が発生する前の「備え」の防災教育を推進します。

【主な取組】

○ 「1. 17は忘れない」地域防災訓練

多様な学習教材を活用しながら、震災の経験と教訓を継承し、将来の災害へ備えるために、学校内での防災学習の充実のほか、自治会などと学校が連携した地域ぐるみの防災訓練等の実施を充実させます。

また、学校給食を通じて「災害」と自分たちの命を守る「食」を考える機会とするため、炊き出し献立やおにぎり作りの体験を通し、災害時の食についての理解を深める防災給食を実施します。

基本方針4 命の大切さを知り、思いやりの心を持つ子どもを育てます

施策4 福祉教育の充実を図ります

人は誰も一人では生きていくことはできず、社会の中でお互いに支えあって暮らしています。現在、核家族化や少子高齢化が進行している中で、地域の結びつきをより強め、人と人との結びつきによる思いやりの心をより一層育て、共に生きる社会を実現することが望まれます。

また、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが地域社会の一員として安心して当たり前で生活し、自らが望む活動を行うことのできるユニバーサル社会の実現をめざさなければなりません。

そこで、道徳・特別活動・総合的な学習の時間等を活用しながら、体験的な活動を中心とした福祉教育を推進することにより、相手の立場に立って考えることのできる子どもを育てます。

【主な取組】

○ 福祉体験授業

道徳・特別活動・総合的な学習の時間等において、福祉施設の訪問や高齢者との交流、車椅子体験やアイマスク体験などの体験的な学習を行います。

○ 福祉読本の活用

福祉体験活動での学習を深めるために、福祉読本「ふれあう心」（小学校用）、「むすぶ絆」（中学校用）を活用して知的理解及び関心の拡大を図ります。

○ 震災体験等から学ぶ心の教育

震災体験等から得たボランティア活動の意義や福祉についての理解を深め、社会の一員として、互いに認め合い支え合う「福祉の心」を育てます。

○ 福祉活動の取組

児童会や生徒会が中心となって、福祉関係施設を訪問したり、募金活動を行ったりするなど、福祉活動に取り組みます。

基本方針5 時代に対応できる子どもを育てます

施策1 外国語活動の充実を図ります

国際化・グローバル化が進展し、異なる言語、文化、歴史を有する様々な人々と接する機会が増えています。子どもたちは、国際社会の一員として、自らの考えや意見を適切に伝え、主体的に行動する態度や能力を育成することが求められています。小学校においても外国の言語や文化に対する理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を涵養し、初歩的な英語の運用能力の育成を目標として、外国語活動を行います。

特に、英語学習指導助手※(ALT:Assistant Language Teacher)を活用し、「聞く・話す」を中心とした授業を展開し、子どもたちが、外国語を用いたコミュニケーションの楽しさを体験したり、外国語の音声やリズムなどに慣れ親しもうとしたりする意欲を高めるようにします。

【主な取組】

○ 研修の充実

将来の教科化を見据え、小学校教員を対象に、子どもたちが外国語活動に興味を持ち、コミュニケーション能力を培う授業の創造について、研修体制の充実を図ります。

○ 英語学習指導助手（ALT）の派遣

小学校外国語活動を進めるための補助的な役割を担う英語学習指導助手を派遣し、子どもたちの外国語活動への意欲を高めます。

※英語学習指導助手:外国語授業の補助を行う外国語指導助手のこと

基本方針5 時代に対応できる子どもを育てます

施策2 理数教育の充実を図ります

21世紀は、新しい知識・情報・技術が、政治・経済をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会として「知識基盤社会」の時代であると言われています。したがって、科学技術の向上は必須であり、その土台となる理数教育の充実は欠かせないものとなっています。

しかしながら、国際的な学力調査においては、子どもたちの理数教科に対する関心の低さや、習得した理数教科を活用する能力に課題があることが指摘されています。

このため、小学校高学年における専科教員による理数教育の実施や、兵庫型教科担任制による少人数指導によるきめ細かな指導により、子どもたちが理数教科に対する関心と学習意欲を高めるよう支援します。また、観察・実験を補助するサイエンスサポーターを派遣し、楽しくわかりやすい理科授業の展開も工夫していきます。

【主な取組】

- 小中学校市内理科作品展
理科の自由研究等各校で子どもたちが取り組んだ研究作品を展示し、理科への興味・関心を高めます。
- 兵庫型教科担任制の実施
兵庫型教科担任制の効果的な教育実践を図ります。
- 理数教育推進事業
サイエンスサポーターを派遣し、楽しくわかりやすい理科の授業を進めます。

基本方針5 時代に対応できる子どもを育てます

施策3 情報教育の充実を図ります

インターネットをはじめとする情報通信技術の発展は、情報化社会を急速に進め、人々の生活に利便性をもたらす一方、新たな犯罪の手段にもつながっています。子どもたちが携帯電話やスマートフォン、パソコンなどを利用して、出会い系サイトやネットいじめなどのトラブルに巻き込まれるという弊害も起こっています。

そのため児童生徒がインターネットなどの情報について正しく理解し、その特性やルールなどについて学習することで、子どもたちが被害者にも加害者にもならないように支援することが重要です。

また、子どもたちがただ情報を受動的に受け取るのではなく、目的を持って、自ら選択し、判断する力が求められています。コンピュータを活用した授業の実施や日ごろからの情報提供により、子どもたちの「ICT活用能力」を育成するとともに、指導にあたる教職員にも利用方法についての研修や、子どもを巻き込んだ悪質なネット犯罪に対する講座などを開き啓発に努めます。

【主な取組】

- 教育用コンピュータの運用とスクールネットの活用
各学校の教育用コンピュータを「スクールネット宝塚」でつなぎ、インターネット等を使った情報教育を進めます。
- 教職員のための情報教育講座やネット被害に関する研修の開催
教職員がパソコンに関する基本的な知識と技能を身に付け、コンピュータを適切に活用して指導できるよう講座を実施するとともに、携帯電話の弊害やネットいじめの実態に関する研修会などを開き、子どもたちをネットいじめなどのトラブルから守ります。
- 情報に関する基礎的知識や基本的技術（情報リテラシー※）の習得
インターネットを使った調べ学習や、デジタル映像を利用した表現方法への取組など、パソコンと教科用ソフトを十分に活用した授業の展開により、児童生徒がICT機器に親しみ、自ら積極的に取り組む情報教育をめざします。

※情報リテラシー：情報を使いこなす能力のこと。大量の情報の中から必要なものを探し出し、課題に即して組み合わせたり加工したりして、意思決定したり結果を表現したりするための基礎的な知識や技能

基本方針5 時代に対応できる子どもを育てます

施策4 環境教育の充実を図ります

経済社会が飛躍的な発展を遂げ、生活が便利になっていく反面、大量生産・大量消費型の社会となり、地球環境に対して過大な影響を及ぼすようになっていきます。地球温暖化・砂漠化等の地球環境問題が深刻化しており、私たちは身近なところから環境問題に取り組み、環境への負荷の少ない生活スタイルに工夫して、自然と共生できる持続可能な循環型社会^{*}の形成に取り組む必要があります。

そこで、学校園においては、省資源や省エネルギーを目的とした宝塚市学校版EMS^{**}や、つる性植物を利用した緑のカーテン事業などを実施することで、子どもたちの地球環境問題への関心を高め、ゴミの減量やリサイクル、省資源、省エネルギーに対する積極的な行動を促します。

小学校3年生では、校区内や校区外での自然環境から学ぶ環境体験学習を行います。地域の方々の協力を得ながら、地域に学ぶ学習を行います。また、小学校5年生では「自然学校」体験を通じて、自然や命の大切さ、仲間と協力しながら命のつながりを学ぶ体験型環境教育を充実させます。

【主な取組】

- 宝塚市学校版 EMS
子どもたちが、環境について関心を持ち理解を深めるため、身近な体験として、学校園での省エネルギーへの取組を行います。
- 緑のカーテン事業
緑のカーテンによる室温の抑制効果を身近に体験し、自然・環境への理解を深めるとともに、省エネルギーへの取組を行います。
- 小学校環境体験事業
人間形成の基盤が培われる時期に、命の営みやつながり、命の大切さを学ぶため、命の営みや大切さを知るといった体験等、自然にふれあう体験型環境学習を行います。
- 小学校環境フェスタ
各学校で行われた環境学習について研究資料の展示を行い、環境学習の充実に努めます。

※循環型社会：限りのある資源を効率的に利用するとともに再生産して、持続可能な形で循環させながら利用する社会

※EMS(Environmental Management System):環境マネジメントシステム。環境配慮について目標を立て、目標達成に向けて計画的に取り組むこと

基本方針6 ことばを大切にし、感性豊かな子どもを育てます

施策1 読書活動を推進します

重点施策

読書離れ、活字離れが課題となっている昨今、パソコン、インターネット、SNS の急速な普及は子どもを取り巻く言語環境をさらに大きく変化させています。ことばの力は、あらゆる学力の基盤であり、良好な人間関係を築く上でも大切です。また、正しく豊かな日本語の遣い手として、読む、聞く、話す、書く力を身に付けることが、グローバル社会に対応できる力にもつながります。

本市では、『子どもの読書活動推進計画』を策定し、乳児期のブックスタート事業をはじめ、読み聞かせやブックトークの実施を通して、本に親しみ、読書習慣を確立することに取り組んでいます。学校図書館では、専任司書の配置により、選書や本の紹介、本を手に取りたくなる陳列の工夫などを充実するとともに、市立図書館との連携や図書ボランティアの活用などにより、図書館教育を強化します。

また、朝読書の普及など読書活動を推進するほか、言語活動全体の活性化に取り組めます。ことばに関する創作活動を発表する場を設けるなど、発展的な活動を推進し、子どもたちの想像力、思考力、表現力を培い、コミュニケーション能力や豊かな感性を育みます。

【主な取組】

- 学校図書館教育推進事業
小・中学校に専任の司書を配置し、教育委員会や学校及び図書ボランティアと連携しながら、児童生徒のサポートや学校図書館の環境整備に専門的知識を生かした活動を行うことで、児童生徒の読書活動の推進を図ります。
- 学校図書館ネットワーク運用事業
学校図書館に設置されたコンピュータのネットワーク化により、図書の管理や貸出・返却等をコンピュータで管理するとともに「スクールネット宝塚」を利用した学校間の図書検索の活用など、図書館教育の推進を図ります。
- 図書ボランティア交流会支援活動
各小・中学校における図書ボランティア活動を推進します。また、図書ボランティア交流会を開催し、各学校の図書ボランティアの活動状況や課題等の交流を行い、各学校の図書館教育の推進を図ります。
- 読書週間・朝の読書の推進
各校における読書週間・朝の読書の推進を図ります。
- 市立図書館との連携
市立図書館と学校図書館の連携をより一層図り、市立図書館の団体貸出や図書館見学を促進します。
- 学校図書館用図書の充実を図ります
- 「(仮称)ことばの祭典」事業の推進
ことばに関する活動(読書、創作など)を全市的に行い、発表の場を設けることによって、言語環境を充実する取組を進めます。

基本方針6 ことばを大切にし、感性豊かな子どもを育てます

施策2 学校図書館の充実を図ります

多くの人との出会いがその人の成長を促すように、様々な本を読むことは子どもの心をより大きく育みます。このような子どもの読書活動を支えるのが、学校図書館です。

学校図書館は、「学習センター・情報センター」として、子どもたちに基礎的な知識・基本的な技能を習得させるとともに、様々な問題に直面したときに主体的に解決していける力を培う役割があります。また、「読書センター」として、子どもがおもしろいと感じる本や参考になる本を紹介して、読書の楽しさを伝える役割もあります。

今後、学校図書館の機能を十分に発揮できるように、図書ボランティアの育成や司書を配置し、図書環境の整備や読み聞かせ、選書アドバイス、ブックトーク等、子どもの読書活動推進に取り組みます。また、全学校での図書環境の整備や学校図書館ネットワークを活用した学校間及び市立図書館との本の相互貸し出しを推進するなど市内の図書資源を最大限活用できる読書環境の充実に努めます。

【主な取組】

- 学校図書館教育推進事業（6-（1） 再掲）
- 学校図書館ネットワーク運用事業（6-（1） 再掲）
- 図書ボランティア交流会支援活動（6-（1） 再掲）
- 市立図書館との連携（6-（1） 再掲）
- 学校図書館用図書の充実（6-（1） 再掲）

基本方針7 学校園の組織の充実を図ります

施策1 保幼小中の連携教育を進めます

昨今、小学校への入学の際に、環境の変化に対応できず、学校生活になじめない「小1プロブレム」や小学生から中学1年生になったとたん、学習や生活の変化になじめず、不登校となったり、いじめが急増する「中1ギャップ」の問題が指摘されています。

「小1プロブレム」では、人と関わる力や基本的な生活習慣が身につけていないために、「遊び」から「学び」の環境変化に対応できないことや、「中1ギャップ」では、思春期にさしかかる不安定な年代で、子ども自身や家庭などの複雑な要因が影響していると言われており、保育所・幼稚園、小学校、中学校の校種間で全期間を通じた教育の連携が重要となっています。そのため、就学前教育の合同研修の開催や保・幼・小の児童交流、小・中の授業交流をはじめ、教職員による定期的な情報交換会の実施、オープンスクール※、交流給食等の活用により、子どもたちの理解と発達段階に応じた指導のあり方について研究を推進します。

特に、LD※(学習障害)やADHD※(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症※等を含めた障がいのある子どもたちに対して、一人ひとりの特性や教育的ニーズに応じた適切な教育的支援が必要であり、これら校種間の連携を深めます。

【主な取組】

○ 保幼小中連携教育推進事業

保育所、幼稚園、小学校、中学校の教職員が、子どもの育ちや学びの連続性を重視した教育を展開することで、「小1プロブレム」「中1ギャップ」を解消し、生きる力の基礎となる「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育みます。また、就学前教育と義務教育への滑らかな接続に向けて「TAKARA っ子ジョイントカリキュラム」を作成し、活用します。

○ 保育所・幼稚園・小学校・中学校の情報交換会の実施

市内の公立学校園をブロックに分けて情報交換会を開催し、保育所、幼稚園、小中学校の教職員が乳幼児、児童生徒に対する知識や理解を深め、指導の手立てについて共通理解を図ります。

○ 就学前教育の合同研修の開催

公私立幼稚園・保育所・認定こども園※での合同研修を推進し、就学前教育の相互理解と連携を深めます。

○ 公立小学校と隣接公立幼稚園との交流給食の推進(3-(2) 再掲)

※オープンスクール:学校の授業や部活動など、日ごろの学校の教育活動を保護者や地域住民に公開する取組
※LD:Learning Disabilities。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの

※ADHD:Attention Deficit Hyperactivity Disorder。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの

※高機能自閉症:他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

※認定こども園:「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づき、小学校就学前の子どもに教育及び保育並びに子育て支援の総合的な提供を行う施設

基本方針 7 学校園の組織の充実を図ります

施策 2 学校園での研究体制の充実を図ります

子どもたちの学ぶ力を向上させるためには、教員自ら研究する姿勢が大切です。本市では、これまでに優れた教育研究活動の実践があり、小中学校とも全校に1人は研究担当教員を配置しています。また、平成 27 年度から学校支援員の派遣を行い、教員の授業力の向上に努めています。

教員の教育的能力を高めるとともに、学校経営の活性化をめざすことを目的に、各学校での研究体制を支援します。特に、市指定研究の事業では、市内の幼稚園、小・中学校、特別支援学校が研究目標を掲げ、「保育内容の充実」、「教科」や「道徳」などをテーマに校内での計画的、継続的な研究体制を確立し、校内研究や研修活動を行い、その成果を市内外に向けて公開発表します。

さらに、この取組を研究紀要としてまとめ、市内すべての幼稚園及び小・中・特別支援学校に情報提供し、研究成果の活用を図ります。

こうした指定研究は、現場で実地に取り組んだものであるだけに、その成果を効果的に活用でき、利用しやすいものとなっており、今後もこうした研究活動を支援し、それぞれの学校が学び合うことができるよう、情報提供の機会として、学校間のパイプ役を担います。

また、教職員のメンタルヘルス*や特別支援教育など、今日的課題についても研修会を実施します。

教員の授業力向上に向けては、校内における授業公開と相互評価も効果が高いことから、校内における教員同士の学びあい、高めあいの仕組みを支援します。

【主な取組】

○ 市指定研究

教員の資質向上を図るため、学校園の実情や課題に応じてテーマを設定し、それに基づき学校園単位で校園内研究や研修活動を行い、市内外にその成果を発表します。

○ 課題研修

教職員のメンタルヘルス、人権教育、学校評価、特別支援教育など、今日的教育課題について教員を対象とする研修会を実施し、課題解決に努めます。

※メンタルヘルス:心の健康、精神衛生のこと。労働などが複雑になったことによりストレス等の要因で精神が疲労し精神疾患等も増えている。

基本方針7 学校園の組織の充実を図ります

施策3 事務業務の効率化を促進し、教育時間の確保を図ります

教職員が対応すべき課題の複雑化・多様化が進み、時間外勤務が恒常的になり、教職員の職務に係る時間的・精神的負担が増大しています。

その負担増大の要因である多様化した学校事務業務の軽減のため、校務支援システムを教員一人ひとりが活用できるよう支援して、事務業務の効率化を図ります。

また、学校業務の見直しにより事務等に要する時間の縮減を図り、教員が子どもと向き合える時間の確保に努めます。

さらに、県教育委員会が進める「教職員の勤務時間適正化 新対策プラン」を推進するとともに、学校事務の共同研究に取り組み、市の学校事務改善を進めます。

【主な取組】

- 教職員の勤務時間の適正化に向けた取組
兵庫県「教職員の勤務時間適正化 新対策プラン」に基づいて、「定時退勤日（ノ一残業デー）」及び「ノ一部活デー」の2つに重点をおき、取組を推進します。
- 学校事務の共同研究
学校事務を円滑かつ適切に行い、教職員と児童生徒が触れ合う時間を確保し、きめ細やかな学習指導の支援やゆとりを持って教育活動に取り組むことができるよう調査研究を行います。
- 校務支援システムの適切かつ有効な活用の推進
学校事務の改善と教職員の事務負担を軽減していくため、校務支援システムとグループウェアを活用できるよう学校訪問研修や集合研修を継続するなどサポート体制の充実を図ります。また、教職員が子どもと向き合う時間を確保するとともに、充実した教育活動を行うことで教育の質の向上をめざす。

基本方針 8 学校教育を担う人材の育成に努めます

重点施策

施策 1 教員の授業力向上を図ります

子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、思考力・判断力・表現力等を養って社会に送り出すには、研修を通して教員のプロ意識を高め、資質を向上することが不可欠です。さらに、平成 23 年(2011 年)に改訂された学習指導要領の実施に伴い、理数教育の授業時数の増加や小学校高学年での英語を中心とした「外国語活動」が導入され、より一層の研修体制の確立が必要となっています。

これらの状況を踏まえ、教員の資質向上をめざし、様々な教育課題や教員のニーズに応じた研修を実施していきます。

様々な各課題に対応した現職研修をはじめ、授業力の向上に役立つ教養講座の実施、ICT活用能力の向上をめざす情報教育の展開など、充実した研修内容をめざします。

また、研修の一環として教育シンポジウムや研修の成果を発表する研究発表大会を開催し、教職員はもとより、保護者・市民にも本市教職員の教育実践や委嘱研究の成果を報告し、共に教育課題について学ぶ機会を提供します。

さらに、校長経験者等による授業力向上支援員を各学校に派遣し、若手教員の育成を支援します。教職員の自主的な研修を支援していくため、市教育総合センター内の教職員パワーアップ支援室*など、教職員が研修できる場を整備し、教職員の指導力向上を強力にサポートします。

県においては初任者研修の制度変更を行い、2年次・3年次の研修充実に移行していることから、本市においても3年次までの研修強化に取り組みます。

【主な取組】

- 現職研修
教職員としてのあるべき姿を求めながら、資質・指導力向上のため、時代に即応したテーマを取り上げ、教育課題に答えることのできる研修を企画、実施します。
- 情報教育講座
学校におけるコンピュータ活用の促進を図るための教育的指導者養成など、各種研修講座を開催します。
- パワーアップ支援室の整備充実
教職員の資質向上の支援を継続的に行うための具体的な教育情報・指導法情報・交流の場として運営し、必要に応じて研究講座を開催します。
- 授業力向上支援員の学校への派遣
校長経験者等による授業力向上支援員を学校に派遣し、若手教員を対象に、培われた授業力や指導力などを伝承し、育成に努めます。

※学習指導要領:どんな内容をどんな学年で、どのくらい学習するかなど、学校がカリキュラムを編成する際の基準を示したもの。

※教職員パワーアップ支援室:市立学校・園の教職員が、自主的・主体的に研修ができるよう、授業に役立つ教育情報や指導方法を提供するほか、教材・教具なども開発・収集し、教職員を支援する場として設置している。

基本方針 8 学校教育を担う人材の育成に努めます

施策 2 管理職を育成し、主幹教諭の有効活用を進めます

団塊世代の管理職が一斉に定年退職を迎えた後、中堅教職員の層が薄いことから、管理職の育成が大きな課題となっています。そのため、中堅教職員を対象とした、管理職に求められる学校経営能力や危機管理能力の育成に重点を置いた研修を実施し、管理職への意欲高揚を促すとともに、研修した内容の実践化を図ります。

また、学校が組織全体の総合力を高めて学校運営を行う上で、中間管理職としての役割を担う主幹教諭について、学校規模や学校課題に応じ効果的な配置を進めるとともに、主幹教諭が専門的な知識や経験を生かし、円滑な学校運営の推進等のために能力が発揮されるよう努めます。

【主な取組】

○ 管理職育成特別研修の充実

管理職候補の発掘・育成を図るため、中堅教職員等を対象として、学校経営能力や危機管理能力の育成のための専門的な研修講座を実施します。

基本方針8 学校教育を担う人材の育成に努めます

施策3 教職員のメンタルヘルス対策を進めます

子どもの教育に携わる教職員には、なによりもまず、心身ともに健康で元気な姿が求められます。そのため、生活習慣病や女性特有の病気等の早期発見・早期治療のための健康診断及び健康相談の充実を図ります。

また、近年の児童生徒をめぐる環境の複雑化、課題の多様化を背景に、学校現場には様々なストレス要因が増大しており、精神疾患による病気休暇・休職を取得する教職員は、減少傾向にあるものの、依然として多い状況です。

教職員のメンタルヘルスに配慮した相談体制の充実を進めるほか、教職員が病気休暇・休職から円滑に職場復帰できる取組を充実させていきます。

【主な取組】

- 教職員健康診断及び健康相談の実施
学校保健安全法*及び労働安全衛生法*に基づき、教職員の健康診断やストレスチェックを行い、その結果に基づく健康相談を実施して、教職員の健康を守ります。
- 教職員の職場復帰のための支援事業の展開
病気休暇・休職中の教職員の職場復帰を円滑に行うため、近畿中央病院等で行われる「プレリワークプログラム」「リワーク支援プログラム」や「プレ出勤制度」の活用を促し、復帰前の支援を行います。また、復帰後についても、「教員フォローアッププログラム」の利用や、メンタルヘルスアドバイザーの面談を通して再発防止を図ります。

※学校保健安全法:学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進と児童生徒等の安全確保を図るため、学校における保健管理及び安全管理に関し必要な事項を定めた法律

※労働安全衛生法:労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的に施行された法律

基本方針 9 安全・安心な学校園の整備を進めます

施策 1 学校園施設等の整備・充実を図ります

子どもたちが安全な環境の中で、安心して学校生活を送るために、施設整備の充実が求められています。平成 27 年度(2015 年度)までに耐震化工事を終了させることを目標に、耐震化工事を最優先で取り組んできたため、その他の施設改修が遅延している状況にあります。中でも老朽化した校舎や屋内運動場の大規模改修や改築の推進は大きな課題であるとともに、その他のグラウンド、空調、トイレなどの個別改修も併せて推進していく必要があります。

このほか、スロープやエレベーターの設置などによるバリアフリー化や日々の施設修繕などを随時行い、子どもたちが快適で安心して学べる教育環境の整備と充実を図ります。

また、学校園の安全対策として順次導入している防犯カメラを適切に運用するとともに、未設置の学校園についても導入を検討します。

最近、子どもを狙った犯罪が増加しており、それらの危険から児童生徒を守るため、すみれ安全マップ^{*}や防犯ブザーを配布するほか、防犯訓練を実施し、防犯に対する啓発を行います。

さらに、通学路の安全確保を目的とするスクールガード事業や子どもたちの避難場所を確保する「アトム110番連絡所^{*}」事業などを展開し、子どもたちの安全確保に努めます。

通学路の交通安全に関しては、関係者による合同点検を継続して、子どもたちを交通事故から守ります。

【主な取組】

- 校舎等の老朽改修事業の推進
大規模改修をはじめ、老朽化したトイレ、空調及びグラウンドなどの個別改修事業のほか、エレベーターの設置等によりバリアフリー化事業を推進し、安全に安心して学べる施設整備に取り組みます。
- 長尾中学校屋内運動場改築事業の推進
老朽化と生徒数に応じた規模に対応していくため、新たに学校敷地を確保し、屋内運動場を建設するとともに、併せてプールの移設や武道場の建設を進めます。
- 安全管理事業・スクールガード事業
小学校新1年生に対して防犯ブザーの無償貸与、3年に1度更新する「すみれ安全マップ」を子どもたちを通じて各家庭に配布し、地域の方々による安全ボランティア(見守り隊等)やアトム110番連絡所など、市民の方々の協力を得て子どもたちの安全確保に努めます。
- 学校園安全対策推進事業
「宝塚市通学路交通安全プログラム」に則り、関係者・関係機関による通学路の合同点検を継続し、通学路の安全確保を図ります。
- 学校園の防犯カメラ設置の推進
未設置の学校園について、防犯カメラ導入の要否を検討の上、整備を進めます。

^{*}すみれ安全マップ:事故や犯罪から子どもの安全確保を図るため、小学校区ごとに、校区内の危険箇所や緊急避難所である「アトム110番連絡所」を表示した地図。毎年小学校の新1年生を対象に配布している。

^{*}アトム110番連絡所:子どもたちの安全を守るため、個人の住宅や事業所を緊急避難連絡所に指定している。

基本方針 10 時代に応じた教育環境の整備に努めます

施策 1 学校の適正配置など、教育環境の整備を進めます

近年市内の小・中学校では、少子化の影響で、学級数が大幅に減少している学校がある一方、マンションなどの住宅開発により、児童生徒数が増加している学校があり、その規模において大きな格差が生じており、校区の見直しも含めた検討が必要になっています。

学校規模が子どもに与える影響に関しては、小規模な学校では、児童生徒にきめ細かな指導が行いやすいという反面、同学年で切磋琢磨する機会が減少し、また、大規模な学校においては、社会性などが培われる反面、児童生徒一人ひとりに目が届きにくいということに加え、体育館や運動場などが狭隘化することから、児童生徒の安全性を確保しなければならない課題があります。

「校区の見直し」も含めた検討においては、保護者や地域住民との情報や課題の共有化に基づく、具体的な方策の検討が必要であることから、保護者や地域住民と連携しながら、子どもたちにとってより良い教育環境づくりに取り組みます。

【主な取組】

- 「宝塚市立小学校及び中学校の適正規模並びに適正配置に関する基本方針」の策定と周知
平成 25 年度にとりまとめた「宝塚市立小学校及び中学校の適正規模並びに適正配置に関する検討結果」を踏まえ、本市における市立小学校及び中学校の適正規模のあり方と適正化の手法をまとめた基本方針を策定するとともに、周知に取り組みます。
- 適正規模及び適正配置に向けた実施計画の策定
基本方針に基づき、大規模校や小規模校の適正化に向けた計画を策定し、適正化が必要な学校では、保護者・地域・学校関係者を含む協議会等を設置し、児童生徒数の推移や住宅開発の見込みなどの情報や課題を共有し、子どものことを第一に考え、適正化に取り組みます。

基本方針 10 時代に応じた教育環境の整備に努めます

施策 2 情報教育の基盤整備を進めます

光ファイバーなどの高速回線を利用したパソコンによる授業やデジタル放送によるテレビ番組の活用など、小・中学校における情報教育の基盤整備が不可欠となっています。そのため、コンピュータ用の校内 LAN*を各校に整備し、パソコン専用ルームだけでなく、すべての教室でパソコンが使用できるよう通信網の充実を図ってきました。

ICT環境の整備が一定進み、その効果的な活用が課題となります。

そのためには、ICT機器を活用した授業や情報教育をテーマにした講座の開催など、教員に対する研修を行い、ICT教育の推進に取り組みます。

また、ICT支援員の活用や外部の専門機関への委託など、様々な方法を駆使して、子どもたちの興味・関心を高め、学習意欲の向上につながる授業づくりや教育課題の解決に結び付けます。

【主な取組】

- ICT機器を活用した研修の確立
ICT機器を活用した実践的な研修を確立します。
- 学校ICT機器の充実
情報化社会に児童生徒が対応できるよう、また、魅力ある授業を行うことができるよう、デジタル教科書や学習ソフト、インターネットが利用できるICT機器の整備充実を図ります。
- パソコンなどの機器更新
教育用・校務用パソコンのリース期間終了に伴い、機器を更新します。

※校内LAN:学校内に設置されているパソコンを結ぶネットワークシステムのこと

基本方針 10 時代に応じた教育環境の整備に努めます

施策 3 地球環境にやさしい学校園づくりを進めます

地球温暖化やオゾン層の破壊、海洋汚染など地球規模の環境課題に対して、公的機関として取り組む責務があります。学校施設においても、多くのデジタル製品の活用や冷暖房機の利用により、その使用するエネルギーは膨大なものとなっています。そのため、学校施設の整備に際しては、環境への負荷の低減を図ることが重要になっています。

昨今では、屋上緑化や壁面緑化などの試みや、太陽電池などの設置による自然エネルギーの活用、省エネルギー機器の開発などが進んでいます。

幼稚園や小・中学校などで実施している「緑のカーテン事業」では、アサガオやニガウリ(ゴーヤ)などのつる性植物で窓辺を覆うことにより、室内温度の上昇を抑え、エアコン使用の抑制を図れるなど、外壁からの熱放出抑制によるヒートアイランド現象の緩和、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止につながっています。

さらに、取組を通して、保護者や地域住民とのコミュニケーションの輪が広がり、環境問題に関する啓発活動の一翼も担っています。

また、より一層環境対策を進めるため、施設の改修や設備の更新時には、省エネルギー機器の導入を進めます。

【主な取組】

- 緑のカーテン事業（5-（4） 再掲）
- 省エネルギー機器の導入
空調・照明器具の更新に際して、省エネルギー機器の導入に取り組みます。
- 園庭の芝生化
地球温暖化の防止を図る施策として幼稚園の園庭芝生化に取り組みます。
- 太陽光パネル設置事業
関係部署からの要請に応じ、自然エネルギーを有効活用し、環境負荷の少ない学校施設をめざします。

基本方針 11 家庭・地域と連携し、子どもの発達を支援します

重点施策

施策1 学校・家庭・地域の連携を強めます

少子高齢化の進行や情報技術の急速な発展は、多様な価値観を生み、人間関係の希薄さをもたらすなど、社会はめまぐるしい変化を見せています。子どもたちの健全育成には学校園・家庭・地域が一体となることが不可欠です。すでに「たからづか学校応援団」「寺子屋事業」「みんなの先生」などの各事業で地域の方の教育力を生かした取組を進めています。地域コーディネーターの一層の充実、PTA活動の充実などをはじめ、学校園が地域の核となりながら、家庭・地域の方の理解と支援により、社会総がかりで教育に取り組む体制を充実させます。

また、全国学力・学習状況調査を基に、家庭学習の手引きの配布などにより、家庭での教育力の向上を支援します。

【主な取組】

- 宝塚市PTA協議会との連携事業
PTA活動で培った経験を学校や地域で活用する仕組みの整備を進めます。
- 全国学力・学習状況調査の結果活用
児童生徒質問紙の結果を生かし、子どもたちの生活習慣の改善・家庭学習の習慣化をめざします。
家庭学習の手引き「TAKARAっこ スタディ・ナビ」を作成・配布し、活用を促します。
- 学校支援地域本部事業「たからづか学校応援団」（11－（2）再掲）
- コミュニティ・スクール指定の検討（11－（2）再掲）

基本方針 11 家庭・地域と連携し、子どもの発達を支援します

施策 2 学校園の情報を発信するとともに、地域の教育力を活用します

学校園においては、様々な教育課題に適切に対応するために、学校園の組織力を高める一方、保護者や地域の人々等の参画と協働を得て、地域に根ざした魅力ある学校園づくりを進めることが求められています。

学校園では、オープンスクールの実施や、学校園通信、ホームページによる取組の紹介など、学校園の情報を積極的に発信しています。これにより、保護者や地域からの意見等を得て、さらに、学校評議員制度*や学校関係者評価を活用しながら保護者や地域の人々との信頼関係の礎を築きます。

また、学校・家庭・地域が協力、連携した地域ぐるみの教育の実現が不可欠です。「たからづか学校応援団」や「みんなの先生」事業、「寺子屋事業」の推進とともに、地域コーディネーターの育成を図ります。さらに、地域とともにある学校づくりのためのコミュニティ・スクール指定に向けた取組を進めます。

【主な取組】

- TAKARA っ子いきいきスクール推進事業
「開かれた学校園」「特色ある学校園」を創造していくことを目的として、「みんなの先生」事業を運用し、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を進めます。
- ホームページの活用
ホームページによる情報発信の充実を図ります。
- 学校（幼稚園）評議員制度
学校園が地域の信頼に応え、家庭や地域社会と連携・協力して子どもたちの健康や豊かな成長を図るため、保護者や地域の意見を把握し、学校運営に反映するため学校評議員を設置します。
- オープンスクール
魅力ある信頼される学校園づくりの一つの取組として、保護者や地域の方々に授業や部活動など学校教育を公開するオープンスクールを実施しています。
- 学校評価
PDCAサイクルの理念による学校評価を実施し、教育活動の活性化を図り、保護者・地域に信頼される学校園づくりに努めます。
- 学校支援地域本部*事業「たからづか学校応援団」
地域の教育力を活用した学校園教育を推進し、地域全体で子どもたちを育てる取組を行います。
- コミュニティ・スクール指定の検討
地域とともにある学校づくりのためのコミュニティ・スクールの指定に向けた取組を進めます。

※学校支援地域本部：教育基本法に規定される「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」を具体化する方策として、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制。学校教育の充実、生涯学習社会の実現、地域の教育力の向上をねらいとしている。

※学校評議員制度：校園長が保護者や地域の意見を幅広く聞くため、学校園の職員以外の教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校園長の推薦により設置者が委嘱する。

基本方針 11 家庭・地域と連携し、子どもの発達を支援します

施策3 発達段階に応じた体験活動の充実を図ります

身近な自然の減少などにより、子どもたちが戸外で遊ぶことが少なくなり、さらにパソコンやゲーム機、携帯電話の普及により、外出が減っている中、子どもたちが屋外で体を動かす機会や五感を使う活動が減少してきています。また、都市化や核家族化・少子化などにより、地域とのつながりが薄れ、人間関係が希薄になり、子どもたちが集団の中で様々な経験を積むことが少なくなっています。

学校園では、子どもたちが、集団活動や様々な人々との交流、経験を通して、豊かな人間性、社会性を育み、心身ともに健全に育つよう、体験活動の機会を増やします。また、本市の自然環境を大いに活用した体験活動の充実を図るため、子どもたちの発達段階に応じたプログラムを作成し、実施します。

【主な取組】

○ 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業

学習の場を学校から地域社会に移し、学校・家庭・地域社会の連携協力のもとに、体験を通して子どもたちが自ら体得する場や機会を提供し、生きる力の育成を図ります。

○ 小学校体験活動事業

人や自然、地域社会とふれあい、様々な体験活動を通して、自分で考え、主体的に判断して行動し、よりよく問題を解決する力や、生命に対する畏敬の念、感動する心、ともに生きる力を育成します。

小学校3年生・・・環境体験、小学校5年生・・・自然学校

基本方針 11 家庭・地域と連携し、子どもの発達を支援します

施策 4 子育て支援事業の充実を図ります

人々の価値観や生活様式が多様化し、少子化や核家族化に加えて人間関係や地域同士のつながりの希薄化などにより、子育ての智慧が伝承されにくくなっています。そのため、保護者の孤立化や子育てに対する不安の増大傾向がみられます。

本市における保育所・幼稚園の児童数は、保育所入所児童数が増加傾向に対して幼稚園児童数は減少傾向です。女性の就労意向の高まりにより保育所の待機児童は解消されていません。市立幼稚園では、これらの課題解消のため、在園児保護者に対する「預かり保育^{*}」を実施するとともに、地域の未就園児を対象とする親子教室の開催など子育て中の家庭に対して、保護者の交流機会を提供したり、子育て相談を実施するなどの施策を展開しています。

子ども・子育て支援新制度の導入に伴い、子育て支援の充実が一層求められることから、市立幼稚園においては、保護者や地域の人々と連携・協力を図りながら積極的な子育て支援を行い、地域における幼児教育のセンター的役割を果たすように努めます。

【主な取組】

- 預かり保育の実施
子育て支援の一環として、在園児を通常保育の終了後と、春季・夏季・冬季の長期休業期間において預かります。
- 子育て何でも相談
園庭・園舎開放、未就園児親子教室の開催や関係機関との連携を図りながら子育ての悩みに対応します。
- 人権文化センターにおける家庭教育支援事業の実施
人権文化センターと連携して、家庭・地域の教育力の向上をめざし、幼児教育学習会、子育て学習会等を行います。

※預かり保育：地域や保護者の実態により、教育課程に係る教育時間（幼稚園の教育活動）終了後に、希望する在園児を預かる。

基本方針 11 家庭・地域と連携し、子どもの発達を支援します

施策 5 伝統・文化等に関する教育の充実を図ります

様々な分野で国際化や情報化が進む一方、日本古来の郷土の伝統や文化の伝承機会が減少しています。本市には、宝塚歌劇や花の道などの華やかな観光資源をはじめ、清荒神や中山寺などの神社仏閣、中山荘園古墳などの史跡など、全国的にも有名な名所旧跡が点在しています。こうした地域資源を活用して、子どもたちに地域の歴史や文化について理解や関心を高め、尊重し、発展させていくことが大切です。

学校園では、これらについて学習を進め、また、実際に訪れることで、子どもたちのふるさとを愛する心を育て、郷土の歴史を理解する機会としていきます。さらに、宝塚歌劇の優れた舞台芸術を鑑賞したり、邦楽などの伝統文化にふれあうなど、子どもたちが豊かな情操や感性を育む機会を設けます。

【主な取組】

- 小学生・中学生宝塚歌劇鑑賞事業
市内公立小中学校の児童生徒を対象に宝塚歌劇鑑賞を実施します。
- のびのびパスポート等事業
神戸市近隣の各市町の児童生徒を対象に、各市の美術館や博物館などの教育関連施設を無料で利用できるパスポートを作成し、市内の小・中学生に配布します。
- 邦楽のつどい
市内の幼稚園児、児童生徒が和楽器（琴、太鼓）を主体とした演奏及び地域芸能を発表し、また、邦楽への興味関心を高め、継承・発展させていこうとする心を育てます。

基本方針 12 学びの成果で地域を変えていきます

施策 1 誰もが学べる場と機会を整えます

超高齢社会において、いくつになっても市民が生きがいを持って充実した毎日を送るためには、知的好奇心を満たし仲間づくりにもつながる生涯学習の果たす役割が大きくなっています。また、情報化社会の到来や深刻化する環境問題などの現代的課題や、市民それぞれのライフステージにおいて抱える課題について、その解決に向けての学習機会も必要とされており、様々な学習ニーズに応じて、誰もが学べる場と機会の提供が求められています。

多様な市民の学習ニーズに対応するため、市民の発想や経験を生かした特色ある講座・セミナーなどを大学やNPO*と連携しながら、公民館だけでなく地域のコミュニティ施設などで実施します。こうした学習活動により学んだ成果が地域や社会で生かされ、まちづくりへとつながるよう市民の学びを支援します。

公民館の講座や公民館利用グループの学習情報を広く市民に提供し、いつでも、どこでも、誰でもが「学びたい、知りたい」と思ったとき、インターネットに接続するだけで様々な学習情報を手にすることができるよう公民館ホームページの充実に努めます。

【主な取組】

- 宝塚市民カレッジ
多様化する学習ニーズに対応し、急激な社会の変化に即した通年の講座を開催します。
- 公民館まつり
公民館学習活動グループが日頃の活動成果を発表するとともに、市民の皆さんに学習活動を紹介し「であい」と「ふれあい」を育みます。
- サマースクール
公民館学習活動グループが指導者となり、小・中学生を対象にオープンセミナーを開催します。
- アウトリーチプログラム
地域や学校などに出かけ、公民館の機能やノウハウを提供し、新たな学習者層や分野を広げます。
- 公民館ホームページの充実
利用者の利便性の向上、掲載内容の充実、公民館活動のPRによる利用促進、情報発信の研究など、「誰もが利用しやすい、より便利なホームページ」をめざします。

※NPO:特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき設立される特定非営利活動法人

基本方針 12 学びの成果で地域を変えていきます

施策2 地域の学習資源を集め役立てます

地域には、子どもから大人までの学習を支援する講師となる人材や優れた技能を有する人たちが多くいます。各学校では、そういった人材を活用するため、子どもたちの指導者として迎える「みんなの先生」制度が定着していますが、地域においても、こうした地域人材をまちづくりの中心的存在として、その力を地域の課題解決に向けた学習や活動に生かせるよう支援します。また、市内の自然や神社仏閣などの歴史的資源や文化財の情報も、大切な学習資源として、市民の活用を促しながら、人の輪や、地域の輪が広がるよう、市民の学びに役立てます。

また、体験型の学習施設である宝塚自然の家では、身近で豊かな自然環境の中で体験活動を中心とした野外レクリエーションや環境学習などの機会をさらに充実させます。

【主な取組】

- 社会教育団体育成事業
単位 PTA、女性協議会等の自主的な研修会を支援します。
- 自然体験の学習機会の提供
- 宝塚の歴史に関する資料収集と調査の実施
- 学校支援地域本部事業
学校支援ボランティアとして、地域の人材の活用を図ります。

基本方針 12 学びの成果で地域を変えていきます

施策 3 人と人とのつながりを築きます

公民館などで実施する講座参加者には、人との出会いや仲間づくりを求めて参加する人、講座運営のスタッフとして係わってくれる人など多彩な人材が集まります。

これら講座修了者の中には、受講をきっかけに同好会やグループをつくり、「会社」から「地域社会」へとシフトする出発点と考え、地域に活躍の場を求める人も増えています。こうした気持ちに応えるための人材育成に取り組みます。

学習成果が地域還元できる仕組みづくりや、公民館において地域にある多彩な人材や知識が発揮できる機会づくりに努めます。

また、「公民館まつり」や「サマースクール」なども、人と人、子どもと大人とがそれぞれの学びを媒介にしてあいとふれあいの大切な場となっています。講座内容や学習プログラムの工夫と充実に努め、学習者の広がりをめざします。

【主な取組】

- 公民館まつり（12－（1）再掲）
- サマースクール（12－（1）再掲）
- 講座運営ボランティアの育成

受講者の中から講座運営協力員として運営に協力をいただいたり、学んだことを講師や助言者として地域で活かします。

基本方針 12 学びの成果で地域を変えていきます

施策 4 学びあいを通じて地域を考えます

少子高齢化が急激に進む中、市民活動の進展や地域コミュニティの成熟に伴い、学校を中心とした地域の教育力が着実に広がりを見せています。小・中学校の学校図書館を拠点に活動する図書ボランティアの研修会や、NPOなどによる子どもたちへの環境教育、消費者教育などの学習機会は整いつつあります。活動を希望する市民誰もが学習ボランティアとして能力を発揮し、活躍できる仕組みを整えることで、地域コミュニティを基盤とした教育力を再生し、地域ぐるみで子どもを育てる力をさらに向上させます。

【主な取組】

- 地域コミュニティでの学習活動の支援
コミュニティの意識の醸成につながる出前講座などの充実を図ります。
- 現代的課題の学習機会の提供
環境や消費生活などの実践活動につながる講座の充実をめざします。

基本方針 13 新鮮な学習情報を発信します

施策 1 魅力ある図書館づくりを進めます

図書館は市民の読書活動や生涯学習を支援するとともに、市民の生活上必要な情報を提供する施設であり、それを支えるものは、充実した「蔵書」と専門性を有する「司書職員」です。より多くの市民に活用していただけるよう、親しみやすく、誰もが手軽に利用できる魅力ある図書館をめざします。

「蔵書」については、多種多様な市民のニーズに応えられる十分な資料や情報の収集に努め、幼児期から生涯にわたる市民の自主的な学びを支援します。また、地域・郷土に関わる資料の収集、保存、提供にも努めます。また、よりきめ細かな情報提供のため、ホームページの内容を充実し、利用者の便宜を図ります。

「宝塚市子どもの読書活動推進計画」に基づき、ストーリーテリング[※]や読み聞かせなど、子どもに対するサービスの充実を図るほか、学校や家庭、児童館などの関係機関と連携しながら本との出会いの場を増やし、子どもの読書環境の充実に努めます。

既存公共施設の活用による、返却場所の確保や予約本の受け取り場所の設置など、市民の立場に立って利便性を高める、より一層のサービス向上に努めます。

【主な取組】

- 市民ニーズに対応する新鮮な資料の提供
資料の充実を図るほか、テーマ展示・ブックリストなど、魅力ある資料の紹介を行います。
- 読み聞かせボランティアの育成
ボランティア養成講座の実施と活動への指導・助言などを実施します。
- 学校図書館への支援と連携（学校図書ボランティアの「支援」と「助言」、調べ学習への支援、図書館利用教育や選書への協力などを推進
- 調査相談業務の充実（調査資料の整理・蓄積）
生活上の問題解決のための資料、地域の課題解決のための郷土資料の充実を図ります。
- RFID[※]の活用の検討
新システムへの更新時期において、RFIDの使用により利用者の利便性向上と業務省力化により、現人員体制の再配置によりさらにきめ細かいサービスを提供します。

※ストーリーテリング：絵本や絵話などの絵に頼らず、また補助としないで、語り聞かせること

※RFID：ICタグを活用して、貸出・返却、予約本の受け渡し、書庫収納などの業務を自動化、セルフ化したり、蔵書点検を時間短縮できる技術

基本方針 14 歴史と文化が息づくふるさとを守ります

施策1 文化遺産の保全継承と活用に努めます

市内には国の重要文化財や史跡をはじめ、神社仏閣、小浜宿など、先人によって継承されてきた歴史的資源や文化遺産が数多く残されています。また、宝塚固有の文化を育んできた近代的遺産も周囲の自然と調和しながらその姿を留めています。こうした歴史的な遺産を大切に保全し、次代に継承していくため、文化遺産の調査を継続するとともに、市民と行政のパートナーシップによる文化財の保全管理に努めます。また、宝塚の魅力ある歴史を広く伝え、語り継いでいくよう、市民ボランティアの協力を得ながら、市民の誰もが愛するまち、誇りに思えるまちとなるよう郷土を知る学習機会や情報の提供に努めます。

【主な取組】

- 文化財の指定・登録
市内に残る文化遺産の調査を進め、重要なものについては文化財の指定・登録を行い、保全に努めます。
- 指定文化財^{*}の保全事業への補助金の交付
指定文化財の修繕等の事業への補助金を交付し、文化財の保全継承に努めます。
- 文化遺産の活用
市民ボランティアや阪神間の市町と連携し、市内の文化遺産の見学を行うなど、宝塚の歴史的資源や文化遺産の活用を図り、魅力ある宝塚をアピールします。

※指定文化財：重要な文化財を保存するため、文化財審議会に諮り指定したもの

基本方針 14 歴史と文化が息づくふるさとを守ります

施策 2 郷土資料の収集と情報の発信を進めます

歴史資料の保存と公開を目的として設置している歴史民俗資料館(小浜宿資料館、旧東家住宅、旧和田家住宅)を郷土の民俗文化や伝統文化を理解する象徴的な施設と位置付け、郷土資料を公開するとともに、同施設を活用して市民に地域の歴史を知る機会を提供します。

郷土資料の発掘、収集と系統立てた整理も重要であり、寺社仏閣などで引き継いでいる書類、古い新聞や雑誌、広告、ポスター、行事の写真、昔の暮らしに関するもの(衣・食・住、仕事、遊び)の提供を市民に呼びかけるため、企画展「いにしへの宝塚展」を継続して実施します。また、市民が文化財を身近に感じ、親しめるよう歴史散策マップを配布し、ふるさと再発見を応援します。

【主な取組】

○ 郷土資料の収集・調査

市内に残る古文書等の調査・収集を行うとともに、「市史研究紀要」を作成し、配布します。

○ 歴史民俗資料館による情報の発信

市内に3館ある歴史民俗資料館(小浜宿資料館、旧東家住宅、旧和田家住宅)において、歴史資料や古文書、民具等の収集・保存と公開を進めます。また、小浜宿資料館においては、毎年企画展を行い、郷土資料の公開を行います。

○ 文化財や歴史資料の収集と情報発信

市役所市民ホール、公民館等での企画展示(文化財保護事業)や、「いにしへの宝塚展」などの企画展を行うとともに、郷土資料のデジタル化やホームページでの文化財の紹介など、ICT社会に対応する文化財や歴史資料の収集・情報発信に努めます。

○ 文化財関係図書の頒布

文化財調査報告書や民話などの冊子を頒布し、情報の発信に努めます。

基本方針 15 市民個々のスポーツライフを支援します

施策 1 スポーツ機会の提供に努めます

各種スポーツの市民大会やスポーツ教室、市民が希望しているスポーツ種目のイベントの実施や宝塚ハーフマラソン大会などの開催により、市民に様々なスポーツを行う機会を提供し、スポーツを始めるきっかけづくり、競技力や健康のレベルアップ、市民相互の交流の推進を図ります。

また、スポーツの振興や市民の健康・体力づくりのため、より多くの市民が運動・スポーツに親しめるようホームページの充実やスポーツガイドマップの作成などにより、スポーツ情報の提供に努めるとともに、観るスポーツ・聴くスポーツの推進や各種スポーツプログラムの開発に取り組みます。

【主な取組】

- 市民スポーツ大会・教室等事業
市民スポーツ大会・教室等を関係団体と協働して開催します。
- 宝塚ハーフマラソン大会
市民の協働と参画により、宝塚ハーフマラソン大会を実施します。また、個人・親子で運動・スポーツを楽しむ機会を提供します。
- スポーツイベントの拡充、生涯スポーツ推進事業の充実
市民意識調査で明らかとなった今後最も行ってみたいスポーツ種目の上位 20 種目を中心に、種目ごとに体験イベントを開催し、ニーズの実現を支援します。また、宝塚市大使等の協力を得て、市民一体で行うスポーツイベントを実施します。
- ホームページの充実や総合的な情報の発信
ホームページを活用し、スポーツ・健康情報の提供、各種大会や教室の開催情報、スポーツ施設や貸し出し用具の情報等、スポーツの総合的な情報を提供します。

基本方針 15 市民個々のスポーツライフを支援します

施策 2 スポーツ意識の啓発を図ります

本市では、個々の理想とするスポーツライフが活性化し、スポーツで人と未来が輝くまち「アクティブ宝塚」の実現をめざした、「宝塚市スポーツ振興計画(アクティブ宝塚)」を策定し、スポーツ振興に取り組んでいます。市民が、行いたいスポーツ種目を実施し、それぞれのスポーツライフを豊かにすることを支援する誘発的メッセージを発信します。

また、市民スポーツ賞などの表彰制度を充実し、より広い分野で表彰することにより、市民のスポーツ意識の向上を図ります。

【主な取組】

○ スポーツ誘発メッセージの発信

市民が実施したいスポーツ種目の実現をめざし、ホームページ等を通じて情報発信に努めます。

また、スポーツ種目の実践と普及を呼びかける「スポーツウィーク」を展開したり、初心者用のトライアル教室や優秀なスポーツ経験を持つ選手による講習会等を開くなど、市民のスポーツ機会を支援します。

○ 市民スポーツ賞の表彰、新たな表彰の検討

スポーツで優秀な成績を収めた人やスポーツ振興に功績のあった人に対して表彰を行うほか、ユニークな活動を行っている団体への表彰など、新たな表彰について検討します。

基本方針 15 市民個々のスポーツライフを支援します

施策3 スポーツ組織の充実を図ります

市民スポーツの中心的役割を担う体育協会に対して、より一層その機能が果たせるよう支援するとともに、連携の強化を図りスポーツの振興に取り組んでいきます。

また、すべての小学校区ごとに設置しているスポーツクラブ21[※]に対しては、生涯スポーツの振興のため、各クラブの自主運営に対し様々な支援を行い、クラブ間の交流促進とネットワークづくりを進めることにより活動の活性化を図ります。

スポーツの振興にとって指導者の果たす役割は大きなものがあります。このため、スポーツ推進委員の増員を図るとともに、各種スポーツ研修会の開催などによりその育成とレベルアップに取り組みます。

【主な取組】

○ 体育協会の支援と連携強化

体育協会への支援を行います。また、ニュースポーツを含めた未組織スポーツ種目の協会設立の促進と体育協会への加盟を進めます。

○ スポーツクラブ21支援事業

活動拠点の整備、自主財源の確保、運営及び活性化の方策や今後の進むべき方向などスポーツクラブ21の運営、活動を支援します。

○ スポーツ推進委員の増員と地域での育成・支援

スポーツ推進委員の増員を図るとともに、ニュースポーツなどの競技や審判方法のレベルアップを図ります。また、地域のスポーツリーダー及びコーディネーターとして、活動できるよう育成支援します。

※スポーツクラブ 21: 誰もがいつでも身近なところでスポーツができるように、地域の人が自発的・主体的に運営する組織、活動場

基本方針 15 市民個々のスポーツライフを支援します

施策 4 スポーツ施設の環境整備を進めます

市内のスポーツ施設において、運動・スポーツを快適に行えるようにするとともに、市民の方々が安心して利用できるように施設・備品の整備を進めます。

また、利用時間や利用料等についての検討を進め、利用者サービスの向上を図ります。

身近で運動・スポーツが楽しめる施設として、学校体育施設の開放を行うほか、整備を進め、スポーツの振興と地域交流の促進を図ります。

平成 26 年 11 月に供用を開始した花屋敷グラウンドについては、周辺地域との一体的な活用を検討し、地域の活性化につながる適切な運営に取り組みます。

【主な取組】

- **スポーツ施設整備**
施設を長期間良好に保つためスポーツ施設保全計画に基づき整備を進めます。
- **ユニバーサルデザイン※に配慮した施設・備品の整備**
年齢や障がいの有無、言語の違いなどを問わず、皆が利用できるようスポーツ施設の整備を進めます。
- **花屋敷グラウンドの活用**
北雲雀さすきの森を含めた周辺地域との一体的な活用を図り、地域の活性化につながる、適切な運営のあり方についても検討を進めます。
- **学校体育施設開放事業**
小学校の体育施設について、スポーツクラブ 21 による自主管理・自主運営をめざし、スポーツクラブ 21 が主体となる運営について検討します。また、中学校の体育施設についても、身近な施設として学校開放の検討を進めます。
夏休みには当該校区の小学生を対象に小学校プールを開放します。

※ユニバーサルデザイン:文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力のいかんを問わずに利用しやすいように配慮した施設・製品・情報の設計(デザイン)

資料編

- 1 教育振興基本計画（後期計画）検討会設置要綱
- 2 教育振興基本計画（後期計画）検討会名簿
- 3 教育振興基本計画（後期計画）策定経過

1 宝塚市教育振興基本計画（後期計画）検討会設置要綱

（設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、教育振興に関する中期的な総合計画として策定した宝塚市教育振興基本計画について、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までの計画期間のうち、前期5年間の取り組みについて総合的な点検・評価を行い、今後5年間に取り組むべき具体的施策について検討し、宝塚市教育振興基本計画（後期計画）を策定するため、宝塚市教育振興基本計画（後期計画）検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（検討会の任務）

第2条 検討会は、宝塚市教育振興基本計画（後期計画）策定に向けて、基本的事項及び計画案について必要な検討を行う。

（組織）

第3条 検討会は、教育長、教育委員、管理部長、学校教育部長及び社会教育部長を持って組織し、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、検討会の委員のうちから互選により定め、副委員長は、委員長が指名する委員を持って充てる。

（職務）

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長の職務を代理する。

（会議）

第5条 検討会は、委員長が招集する。

2 検討会は、委員の過半数の出席を持ってこれを開く。

3 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要であると認めるときは、審議事項に係る事務を所掌する課長その他の職員に対し出席を求め、説明又は意見を述べさせることができる。

5 検討会は、知識経験者、公募代表、保護者、教職員等の意見を聴取する機会を設けなければならない。

6 検討会は、公開することにより、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合、その他委員長が非公開と認めた場合を除き、公開する。

(庁内検討会)

第6条 委員長は、専門的事項を協議するため、庁内検討会を設けることができる。

2 庁内検討会は、委員長が指名する委員を持って組織する。

(事務)

第7条 検討会の庶務は、教育委員会事務局管理部教育企画課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他必要な事項及び特別な事態が生じた場合は、委員長が検討会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(宝塚市教育振興基本計画検討委員会設置要綱の廃止)

2 宝塚市教育振興基本計画検討委員会設置要綱は、廃止する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、平成28年3月31日を持って失効する。

附 則 (平成27年6月30日改正)

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

2 宝塚市教育振興基本計画（後期計画）検討会委員名簿

氏名	職名	備考
小野 武	教育委員 (平成 27 年 11 月 14 日退任)	委員長
井上 輝俊	教育長 (平成 27 年 6 月 30 日退任)	副委員長
須貝 浩三	教育長 (平成 27 年 7 月 1 日就任)	副委員長
井上 輝久	教育委員	
川名 紀美	教育委員	
種谷 有希子	教育委員	
篠部 信一郎	教育委員 (平成 27 年 11 月 15 日就任)	
和田 和久	教育委員会管理部長	
五十嵐 孝	教育委員会学校教育部長	
大西 章	教育委員会社会教育部長	

3 宝塚市教育振興基本計画（後期計画）策定経過

会議名	開催日	議題
第1回検討会	平成27年5月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の体系（基本方針・施策）の見直しについて ・重点目標の設定について
第2回検討会	平成27年6月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の基本方針・施策の見直しについて ・重点テーマについて
第3回検討会 (意見聴取会)	平成27年7月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・重点テーマと関連施策についての意見聴取
第4回検討会	平成27年7月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・意見聴取者からの意見等について ・重点テーマ等に関する絞り込みについて ・後期計画の構成について
第5回検討会	平成27年8月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・後期計画における重点施策の記載及び計画の構成について ・各施策内容について
第6回検討会	平成27年8月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・後期計画における重点施策の記載及び計画の構成について ・各施策内容について
第7回検討会 (意見聴取会)	平成27年8月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案全般に関する意見聴取
第8回検討会	平成27年9月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・意見聴取者からの意見等について ・計画案全般について
第9回検討会 (意見聴取会)	平成27年9月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案全般に関する意見聴取
パブリック・コメント	平成27年 11月2日～12月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・市パブリック・コメント条例による
第10回検討会	平成27年12月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメントの実施結果及び計画案の修正について